

# 省エネ法定期報告情報の開示制度 手引き -2025年度版-

<2026年3月>

## はじめに

1. 省エネ法定期報告情報の開示制度について
2. 開示シートの構成
3. 開示の対象となる情報項目
4. データを利用する際の注意事項

## 1. 開示シートの見方

### 1.1. 全体構成

- 1.1.1【開示シートの構成】
- 1.1.2【開示シートの各構成要素】

### 1.2. 事業者の開示情報

- 1.2.【タブ0\_表紙】
- 1.2.1【タブ1\_基本情報】
- 1.2.2【タブ2\_エネルギーの使用の合理化】
- 1.2.3【タブ3\_電気需要の最適化】
- 1.2.4【タブ4\_エネルギー使用量】
- 1.2.5【タブ5\_非化石エネルギー転換】
- 1.2.6【タブ6\_調整後温室効果ガス排出量】
- 1.2.7【タブ7\_ベンチマーク指標】
- 1.2.8【タブ1~タブ7\_業界の特色】
- 1.2.9【タブ8\_参考\_Sクラス事業者リスト】

## 2. 開示シートの引用ルール<詳細>

- 2.1. 選択開示項目「非開示」の場合の表示方法
- 2.2. 引用するデータがない場合の表示方法

## 3. 参考情報 省エネ法および開示制度に関する補足情報

- 3.1. 主な非財務情報・環境情報開示制度の名称と制度概要
- 3.2. データを利用する際の注意事項（詳細）

# はじめに

---

## 1. 省エネ法定定期報告情報の開示制度について

資源エネルギー庁では、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づき国内での事業者全体のエネルギー使用量（原油換算）が合計して1,500kl/年以上である事業者（以下、「特定事業者等※」という。）に対し、**毎年度のエネルギーの使用状況や非化石エネルギーへの転換に関する取組状況等**について定期報告書の提出を求めています。

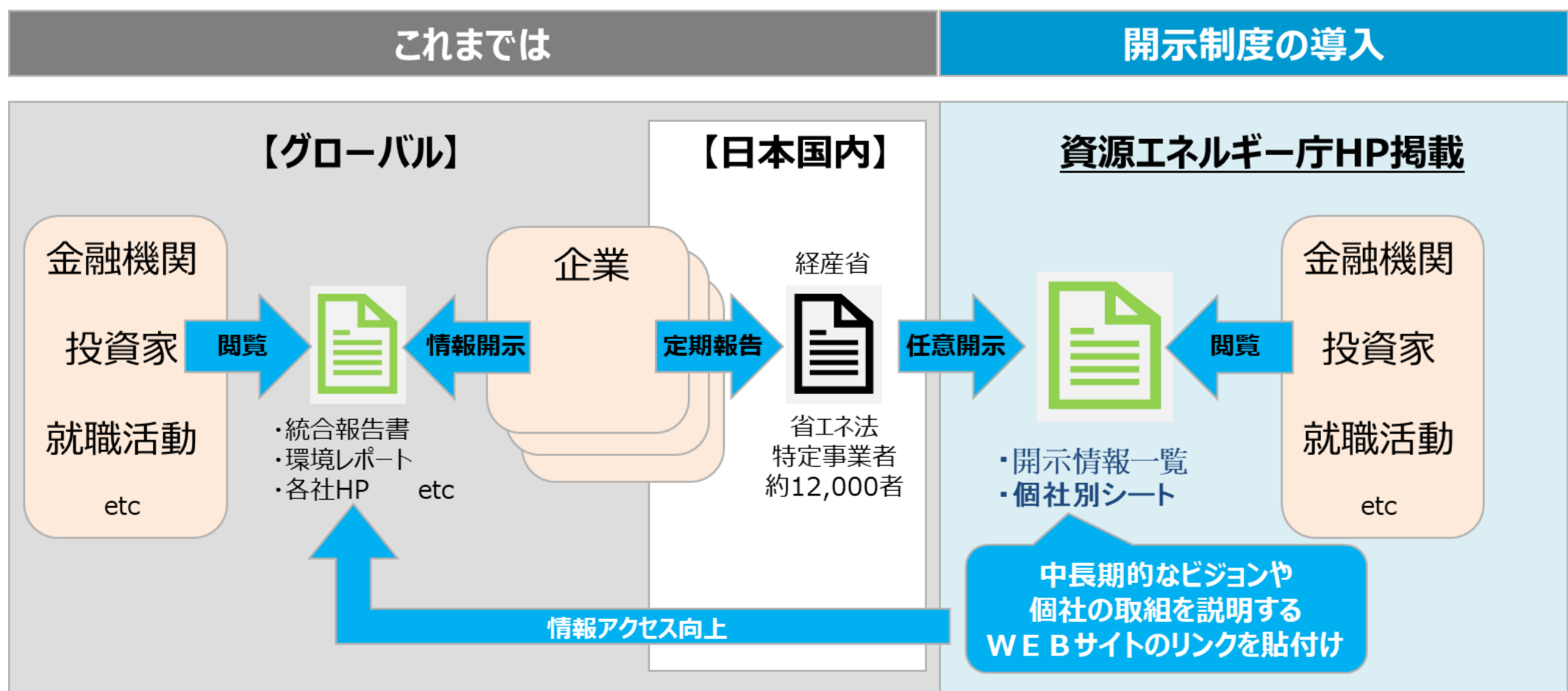
この定期報告書等の内容を**事業者が開示できる枠組みとして省エネ法定定期報告情報の開示制度（以下、「本制度」という。）を創設しました。**

※日本の最終エネルギー消費のうち、産業部門の約8割、業務他部門の約6割をカバーする約1.2万者

本制度に基づく開示シートは、事業者の省エネ・非化石転換を促すための有益な情報ソースです。本制度により、事業者は、**他社の取組を自社の省エネ・非化石転換の取組の参考とすることができ、業界・産業界全体の省エネ・非化石転換の取組の底上げに繋がることを期待**されます。

また、事業者によるサステナビリティ投資家を含めたステークホルダーへのさらなる情報発信や、エネルギーサービス事業者による新たなサービス開発などに繋がることも期待されます。

また、開示される情報は既に作成し提出した定期報告書の情報をベースとするため、特定事業者等は**負担感なく参加できることに加えて、対外的に法に基づく質の高い情報を発信**することができます。



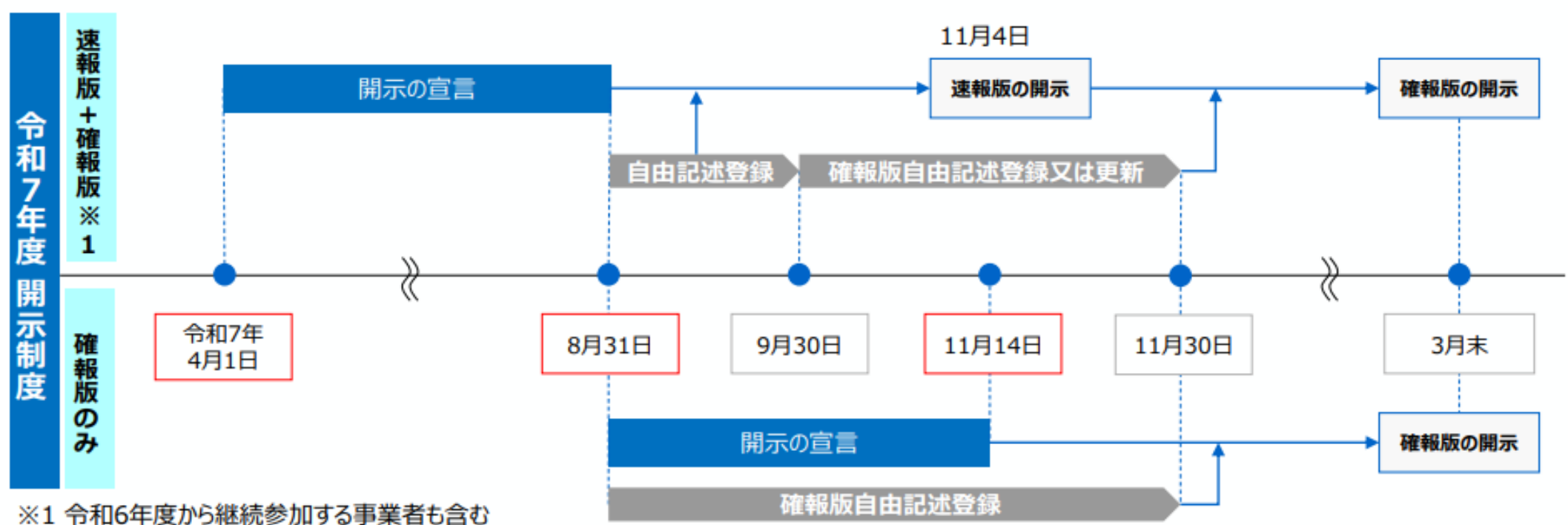
# 1. 省エネ法定定期報告情報の開示制度について

## 開示スケジュール

2024年度より、全ての省エネ法特定事業者（エネルギー使用量1,500kl/年以上の大規模需要家）を対象として、本格運用を開始しています。

昨年度から参画している事業者と、当年度から参画する事業者のうち、**2025年8月31日までに開示宣言をいただいた事業者分は、2025年11月4日に速報版※1として公表**します。また、**速報版については、定期報告の内容に不備がないかを確認の上、2026年3月頃に公表**します。なお、9月1日から11月14日までに開示宣言いただいた事業者は、速報版は公表せず、速報版のみ公表となります。

※1）速報版の公表 2025年7月末までに電子報告（省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS））にて定期報告いただき、2025年8月31日までに開示宣言いただいた事業者の情報を速報版として公表します。



### <参考> 海外における非財務情報・環境情報開示の動向

世界的なESG投資の潮流を受けて、民間機関による開示基準が世界的に多く存在しています。こうした状況を改善するため、基準設定団体であるCDP、CDSB、GRI、IIRC、SASBは、協業し2020年12月に気候変動関連の財務開示基準のプロトタイプを公表しました。また、IFRS財団は、サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設置し、2023年6月に気候変動関連の開示基準を公表しています。

地域別では、欧州において、事業者が化学物質の環境排出量及び移動量を報告し、その情報が公表される枠組みとして、以前のE-PRTRに代わり、IEPR（産業排出ポータル規則）が2024年5月に発行されました。韓国では2024年4月に、韓国サステナビリティ基準委員会（KSSB）にて、サステナビリティ開示基準の公開草案を公表するなど、情報開示の枠組みが広がっています。シンガポールでは2024年2月に、ISSB基準に沿った情報開示義務を企業に課すと発表しました。今後、企業は時価総額等に応じて2025年度～2030年度の間報告が義務化されます。（2025年9月末時点）



### <参考> 日本における非財務情報・環境情報開示の動向

日本においては、2022年6月の金融審議会ディスクロージャーWGの報告を踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等が改正されました。これにより、2023年3月期から、有価証券報告書に「サステナビリティ（気候変動及び人的資本・多様性）」情報の「記載欄」が新設され、全ての上場企業は、リスクや機会に直面した際の「ガバナンス体制」並びに、「リスク管理」のプロセスについて開示することが求められます。ただし、サステナビリティに関する「戦略」やGHG排出削減量の「指標及び目標」については、企業が重要性を判断して、決定することとされています。また、気候変動関連の開示内容については、前述のISSB基準を踏まえ、グローバルな基準と比較可能な形とすることを目的として、2024年3月末にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）がサステナビリティ開示国際基準及びテーマ別基準の草案を公表するなど、情報開示に関わる枠組みの開発が進められています。（2025年9月末時点）

## 2. 開示シートの構成

2025年度の運用では、ユーザビリティ向上のため、BIツール（Power BI※）を用いた公開を行います。BIツールの画面は、「A 開示事業者選択欄」「B 比較群絞り込み欄」「C データ表示欄」「D タブ切り替えボタン」の4つに分かれています。

※Power BI は、米国 Microsoft Corporation の、米国およびその他の国における登録商標または商標です。

関連リンク：開示シートのフォーマットについて

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/disclosure/data/Sheet\\_sample\\_r7.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/data/Sheet_sample_r7.pdf)

開示シート（タブ1\_基本情報）

実績年度：2024年度 | 中分類：16：化学工業 | 細分類：1621：ソーダ工業 | 特定事業者：0000016：開示事業者

企業名：開示事業者  
 企業名（英語）：KAJJI CO.,LTD.  
 銘柄コード：1234  
 中分類：（コード）16 （名称）化学工業  
 細分類：（コード）1621 （名称）ソーダ工業  
 法人番号：012345678  
 エネルギー管理統括者：① 役職：代表取締役社長  
 氏名：開示 太郎

カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について ①  
 自由記述欄（カーボンニュートラルの実現等に資する企業独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について）が記載されます。

関連リンク  
 省エネ法定期報告情報の開示制度 [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/disclosure/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/)

【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について（定量指標）】 ①  
 項目  
 ▲

タブ0\_表紙 | **タブ1\_基本情報** | タブ2\_エネルギー使用の合理化 | タブ3\_電気需要の最適化 | タブ4\_エネルギー使用量 | タブ5\_非化石エネルギー転換 | タブ6\_調整後温室効果ガス排出量 | タブ7\_ベンチマーク指標 | タブ8\_参考\_Sクラス事業者リスト

タブNo	タブ名
0	表紙
1	基本情報
2	エネルギー使用の合理化
3	電気需要の最適化
4	エネルギー使用量
5	非化石エネルギー転換
6	調整後温室効果ガス排出量
7	ベンチマーク指標
8（参考）	Sクラス事業者リスト

### 3. 開示の対象となる情報項目

開示項目は2024年度までと同様ですが、下記の変更が行われています。（2024年度に開示していた項目の掲載箇所については、次ページをご参照ください）

- 経年変化に関するグラフの追加  
 エネルギー使用量等について、2024年度までの開示シートに記載された内容をもとに、経年変化を示すグラフを追加しています。2024年度から参加いただいている事業者は2年分のデータが公開されます。なお、2024年度の開示制度に非参加であった特定事業者についてはその内容が公開されることはありません。
- 業界（中分類）グラフ追加  
 エネルギー使用量や非化石エネルギー使用量等について、別途公開しているファクトシートの値・算出方法を参考に該当する中分類ごと等の集計結果や分布を示します。

速報版では、2024年度提出の定期報告をもとにした集計を行い、  
 確報版では、2025年度提出の定期報告をもとにした集計を行います。

**ただし、集計対象となるのはエネルギー使用量のシェアが全体の0.03%以上かつ、事業者数が10件以上の業種中分類です。**



### 3. 開示の対象となる情報項目

【2025年度開示における2024年度開示事項との相関関係】

※ “○”は選択開示項目。

2024年度開示制度		※	2025年度開示制度
区分名	記載内容		タブ
-	事業者名		1. 基本情報
	銘柄コード		
	法人番号		
	日本標準産業分類		
	エネルギー管理統括者		
	エネルギー総使用量		
	前年度エネルギー総使用量		4. エネルギー使用量
	非化石エネルギー総使用量	○	6. 調整後温室効果ガス排出量
	調整後温室効果ガス排出量		
エネルギー使用の合理化	エネルギー消費原単位		2. エネルギー使用の合理化
	主たる事業の構成割合		
	エネルギー消費原単位前年度比		
調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量	種別	○	6. 調整後温室効果ガス排出量
	合計量	○	
電気需要の最適化	電気需要最適化評価原単位	○	3. 電気需要の最適化
	DR実施日数	○	
	電気需要最適化評価原単位前年度比	○	
ベンチマーク指標の状況 (合理化)	ベンチマーク区分		7. ベンチマーク
	目指すべき水準		
	ベンチマーク指標の状況		
非化石エネルギーへの転換	電気の非化石比率の目標		5. 非化石エネルギー転換
	電気の非化石比率の実績		
	目安設定業種の区分		
	目安設定業種の目安		
	目安設定業種の目標		
	目安設定業種の実績		
取組の概要 業界の事情等を考慮した 取組について	定量指標		1. 基本情報
	エネルギーの使用の 合理化に関する事項		2. エネルギー使用の合理化
	非化石エネルギーへの 転換に関する事項		5. 非化石エネルギー転換
業界の特色	-		全タブ (希望業界のみ)
定期報告書データに基づく 業界地の集計値	エネルギー総使用量		4. エネルギー使用量
	非化石エネルギー総使用量	○	
	調整後温室効果ガス排出量		6. 調整後温室効果ガス排出量
	DR日数	○	3. 電気需要の最適化
5年度間平均原単位変化の分布	-		2. エネルギー使用の合理化
取組の概要 カーボンニュートラルに向けて	自由記述		1. 基本情報
	関連リンク		

### 3. 開示の対象となる情報項目

#### 【2025年度開示における2024年度開示事項との相関関係】

省エネ法 定期報告情報の開示制度 開示シート【2024年度提出分(2023年度実績)】 速報版 資源エネルギー庁作成

※ 必読: 本開示シートを閲覧するにあたっては「省エネ法定定期報告情報の開示制度手引き」を参照をお願いします

〇〇株式会社 (〇〇 Corporation)		銘柄コード	1111
		法人番号	11111111111111

タブ1

エネルギー総使用量	〇〇〇〇	kJ	〇〇〇〇	kJ
前年度エネルギー総使用量	〇〇〇〇	kJ	〇〇〇〇	kJ
非化石エネルギー総使用量*	〇〇〇〇	kJ	〇〇〇〇	kJ

タブ4

調整後温室効果ガス排出量	〇〇〇〇〇	t-CO <sub>2</sub>
--------------	-------	-------------------

タブ6

種別*	合計量*	
Jクレジット	〇〇〇〇〇〇	t-CO <sub>2</sub>
-	-	t-CO <sub>2</sub>
-	-	t-CO <sub>2</sub>
-	-	t-CO <sub>2</sub>

タブ5

電気需要の最適化	〇〇〇	原単位/分母	〇〇〇	%
DR実施日数*	〇〇			

タブ3

ベンチマーク指標の状況(合理化)	達成
ベンチマーク指標の状況	達成
ベンチマーク指標の状況	達成
ベンチマーク指標の状況	達成
ベンチマーク指標の状況	達成
ベンチマーク指標の状況	達成
ベンチマーク指標の状況	達成
ベンチマーク指標の状況	達成

タブ7

取組の概要: 業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)	タブ1
取組の概要: 業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)	タブ2
取組の概要: 業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)	タブ5

全タブ  
(希望業界のみ)

エネルギー総使用量	M	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
非化石エネルギー総使用量	M	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
調整後温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
DR実施日数	日	〇〇	〇〇	〇〇

タブ2

削減目標 (1%/年) N=〇〇

タブ1

1. 自由記述欄 (カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的取組に係る研究開発等の取組について)

タブ1

2. 関連リンク

タイトル	〇〇〇〇〇〇 (URL)
タイトル	〇〇〇〇〇〇 (URL)
タイトル	〇〇〇〇〇〇 (URL)

タブNo	タブ名
0	表紙
1	基本情報
2	エネルギー使用の合理化
3	電気需要の最適化
4	エネルギー使用量
5	非化石エネルギー転換
6	調整後温室効果ガス排出量
7	ベンチマーク指標
8 (参考)	スクラス事業者リスト

## 4. データを利用する際の注意事項

### ① 非財務情報・環境情報開示制度間との比較にあたっての注意事項

他開示制度と本制度の比較にあたっては、単純比較できないケースがあります。

1. 報告対象国が異なるケース
2. 報告範囲が異なるケース
3. エネルギーの換算係数が異なるケース
4. エネルギーの計算方法が異なるケース
5. エネルギーの単位が異なるケース

詳細な説明は、P47～P50に記載しています。ご確認ください。

### ② 開示制度内での比較にあたっての注意事項

本制度において、事業者間の比較にあたっては、単純比較できないケースがあります。

詳細な説明は、P51～52に記載しています。ご確認ください。

### ③ 開示シート内における注意事項

本制度における「主たる事業」は最もエネルギーを消費している事業とは限りません。

詳細な説明は、P53に記載しています。ご確認ください。



#### BIツールによる2024年度からの変更点

2024年度はPDFによって開示シートを公開していましたが、2025年度の運用では、ユーザビリティ向上のため、BIツール（Power BI）を用いた公開を行います。PDFからBIツールに変更したことにより、グラフで数字の変化や傾向が一目でわかる、業界平均や過年度実績との比較ができるなどの利点があります。一方、BIツールの標準機能では、表示内容をPDFで出力できない点にはご注意ください。

# **1. 開示シートの見方**

**-2025年度版-**

---

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.1.全体概要

### 1.1.1【開示シートの構成】1/1



#### “開示シートの見方”を読む前に

本章では、本制度の情報項目について詳しく説明をします。各事業者の開示シートを確認する際にご活用ください。また、情報活用にあたってご留意頂きたい点は、**太字+下線で記載**するので、ご確認ください。

## 開示シートの構成（再掲）

BIツールの画面は、「A 開示事業者選択欄」「B 比較群絞り込み欄」「C データ表示欄」「D タブ切り替えボタン」の4つの要素で構成されています。次ページより、各要素について説明します。

### 開示シート（タブ1\_基本情報）

The screenshot shows the 'Disclosure Sheet (Tab 1: Basic Information)' interface. It features a top navigation bar with filters for 'Actual Year' (2024), 'Mid-classification' (16: Chemical Industry), 'Sub-classification' (1621: Soda Industry), and 'Designated Business' (0000016: Disclosure Business). A large orange 'A' points to the 'Designated Business' dropdown menu. On the left, a sidebar titled 'Graph Filter' (B) contains a list of regions with checkboxes. The main content area (C) displays company details for 'KAIJI CO.,LTD.', including its name, code, and energy management officer. Below this is a section for 'Carbon Neutrality' with a free-text field. A 'Related Links' section contains a link to the disclosure system. At the bottom, a tabbed interface (D) shows 'Tab 1: Basic Information' as the active tab, with other tabs for energy use, electricity needs, energy consumption, fossil fuel conversion, greenhouse gas emissions, benchmarks, and reference classes.

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.1.全体概要

### 1.1.2【開示シート各構成要素】1/2

#### A 開示事業者選択欄

① 実績年度 ② 中分類 ③ 細分類 ④ 特定事業者 ⑤ 業界の特色はこちら

2024年度 16: 化学工業 1621: ソーダ工業 0000016: 開示事業者 の開示シート

条件をクリア 検索条件

⑥ ⑦

BIツール上に表示する開示事業者を選択することができます。④「特定事業者」のプルダウンから、閲覧する事業者を選択してください。より細かく事業者を絞り込みたい場合は、②「中分類」・③「細分類」のプルダウンから、中分類・細分類レベルまで絞り込むことが可能です。

また、表示するデータの実績年度を変更する場合は、①「実績年度」を変更してください。事業者ごとに、開示制度に参加した年度のデータが表示できます。

閲覧する中分類・細分類を変更する場合は、⑥「条件をクリア」ボタンを押下してください。

本社所在地  
すべて

直近クラス  
すべて

省エネ補助金  
年度 : すべて  
類型 : すべて

また、上記以外にも「本社所在地」、「直近のクラス分けがSクラスか」、「省エネ補助金（省エネルギー投資促進に向けた支援補助金）の採択有無」で閲覧する事業者を検索することもできます。⑦「検索条件」ボタンを押下すると表示される検索用のプルダウンを選択することで、④「特定事業者」に表示される事業者を絞り込むことが

⑤「業界の特色」についての詳細は、本資料のP35を参照ください。

なお、⑤「業界の特色」に付記されている“i”は、カーソルを合わせるとその項目の説明が表示されます。BIツール上の他の箇所にも同様の“i”があります。

#### B 比較群絞り込み欄

##### グラフ内の絞り込み ⓘ

###### ▼ 本社所在地

- すべて選択
- 北海道・東北
- 関東
- 中部
- 近畿

一部の項目については開示事業者と同じ中分類に属する事業者（比較群）の集計データが併記して表示されます。この集計の母集団について、本社所在地のデータを元に絞り込みを行うことができます。

ただし、絞り込んだ結果母集団のサンプルサイズが10未満となる場合は比較群の集計データは表示されません。その場合は絞り込みの条件を見直してください。

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.1.全体概要

### 1.1.2【開示シート各構成要素】2/2

#### C データ表示欄 ・ D タブ選択欄

開示シート (タブ1\_基本情報)

実績年度: 2024年度 | 中分類: 16: 化学工業 | 細分類: 1621: ソーダ工業 | 特定事業者: 0000016: 開示事業者

▼ 本社所在地

- すべて選択
- 北海道・東北
- 関東
- 中部
- 近畿
- 中国
- 四国
- 九州・沖縄

企業名	開示事業者	
企業名 (英語)	KAIJI CO.,LTD.	
銘柄コード	1234	
中分類	(コード) 16	(名称) 化学工業
細分類	(コード) 1621	(名称) ソーダ工業
法人番号	012345678	
エネルギー管理統括者	役職: 代表取締役社長 氏名: 開示 太郎	

カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について

自由記述欄 (カーボンニュートラルの実現等に資する企業独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について) が記載されます。

関連リンク

省エネ法定報告情報の開示制度 [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/disclosure/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/)

【取組の概要: 業界の事情等を考慮した取組について (定量指標)】

項目

タブ0\_表紙 | **タブ1\_基本情報** | タブ2\_エネルギー使用の合理化 | タブ3\_電気需要の最適化 | タブ4\_エネルギー使用量 | タブ5\_非化石エネルギー転換 | タブ6\_調整後温室効果ガス排出量 | タブ7\_ベンチマーク指標 | タブ8\_参考\_Sクラス事業者リスト

開示シートでは、開示する項目を関連する項目ごとに「タブ」にまとめて表示します。「D タブ選択欄」をクリックすると、タブが切り替わります。タブの種類は以下です。

タブNo	タブ名
0	表紙
1	基本情報
2	エネルギー使用の合理化
3	電気需要の最適化
4	エネルギー使用量
5	非化石エネルギー転換
6	調整後温室効果ガス排出量
7	ベンチマーク指標
8 (参考)	Sクラス事業者リスト

「D タブ選択欄」で切り替えたタブの内容が「C データ表示欄」に表示されます。

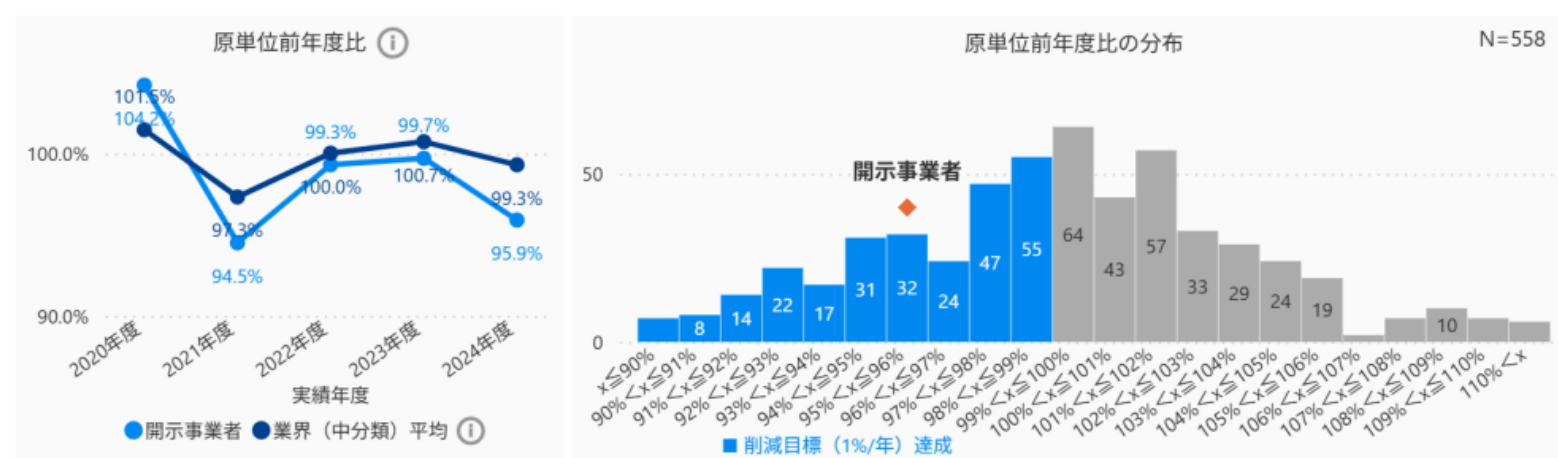
## 1.2.【タブ0\_表紙】 1/1

タブ0では、開示シート（Power BI）の概要を説明しています。

1

### 省エネ法定定期報告情報の開示シート (確報版)

- ※ こちらはPowerBIの画面です
- ※ タブ1以降で特定事業者を選択することによって下記のような業界のグラフと事業者情報が表示されます
- ※ 利用終了後に[こちら](#)からアンケートへのご協力をお願いいたします



タブを選択し切り替えてください

右下にある「全画面表示モード」で開くことを推奨します

タブ0_表紙	タブ1_基本情報	タブ2_エネルギー使用の合理化	タブ3_電気需要の最適化	タブ4_エネルギー使用量	タブ5_非化石エネルギー転換	タブ6_調整後温室効果ガス排出量	タブ7_ベンチマーク指標	タブ8_参考_Sクラス事業者リスト
--------	----------	-----------------	--------------	--------------	----------------	------------------	--------------	-------------------

### 掲載内容

開示シートの項目名	
1	開示シートの概要説明 (※他のタブとレイアウトが異なります)

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.1【タブ1\_基本情報】 1/5

以降の説明では、共通開示項目を青色の番号①、事業者が開示を選択できる選択開示項目を橙色の番号②、事業者が希望した場合に定性情報を記載できる自由記述欄③で区別しています。

① 共通開示項目    ② 選択開示項目    ③ 自由記述欄

①	企業名	開示事業者
②	企業名 (英語)	KAIJI CO.,LTD.
②	銘柄コード	1234
③	中分類	(コード) 16 (名称) 化学工業
③	細分類	(コード) 1621 (名称) ソーダ工業
④	法人番号	12345678
⑤	エネルギー管理統括者	役職：代表取締役社長 氏名：開示 太郎

⑥ 自由記述欄 (カーボンニュートラルの実現等に資する企業独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について) が記載されます。

⑦ 関連リンク  
省エネ法定定期報告情報の開示制度 [P.17-18に記載](#)

⑧ 【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について (定量指標)】  
項目

### 項目の解説

開示シートの項目名	解説
① 企業名 企業名 (英語)	特定事業者等として省エネ法に基づき指定を受けた事業者名。
② 銘柄コード	当該事業者が上場企業の場合のみに表示される株式銘柄に個別付与された4桁の数字コード。
③ 中分類 細分類	日本標準産業分類に基づく事業者の業種分類を、中分類(2桁)および細分類(4桁)で記載。なお、業種分類が異なる複数の事業を行っている場合は、主たる事業の業種分類を記載。主たる事業は、事業者が生産高、販売額等、適切な指標によって決定。 <b>必ずしも主たる事業におけるエネルギー使用量が最も大きいとは限らない点にご留意ください。</b>
④ 法人番号	国税庁によって指定された13桁の法人番号。
⑤ エネルギー管理統括者※ (役職/氏名)	エネルギー管理統括者は省エネ法において設置が求められており、全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務の実施状況等を把握する責務があります。2023年度4月施行の改正省エネ法では、上記のエネルギーの使用の合理化に加え、非化石エネルギーへの転換等に関する業務の実施状況等を把握する責務が追加されています。

※ 本資料に記載の役職および氏名は、当年度7月時点での報告に基づいております。現在の情報とは異なる場合がございますので、ご了承ください。

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.1【タブ1\_基本情報】 2/5

0 共通開示項目 0 選択開示項目 0 自由記述欄

1	企業名	開示事業者	
2	企業名(英語)	KAIJI CO.,LTD.	
3	銘柄コード	1234	P.16に記載
4	中分類	(コード) 1	
5	細分類	(コード) 1	
6	法人番号	12345678	
7	エネルギー管理統括者	役職: 代表取締役社長	
8		氏名: 開示 太郎	

6 カarbonニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について ⓘ  
自由記述欄 (Carbonニュートラルの実現等に資する企業独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について) が記載されます。

7 関連リンク  
省エネ法定報告情報の開示制度 [https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/disclosure/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/)

8 【取組の概要: 業界の事情等を考慮した取組について】  
項目  
P.18に記載

### 項目の解説

開示シートの項目名	解説
6 カarbonニュートラルの実現等に資する企業独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について	報告書の数値には表れない事業者の先進的な取組みや、Carbonニュートラル実現に向けたストーリーなど、広くエネルギーやCO2排出等に関する事業者の取組みについて記載。また、省エネ補助金対象事業者は補助金の活用計画や実績について記載。
7 関連リンク	各事業者の中長期ビジョン等を掲載するホームページの参照URLを公開。



### 省エネ補助金による計画や実績の記載

令和6年度補正「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」(以下、2つの補助金を合わせて「省エネ補助金」という。)の申請には、2025年度開示制度に参加宣言していることが要件となります。このため、省エネ補助金の支援を受けようとする事業者においては、本制度への参加宣言をしていただく必要があります。

また、昨年度に引き続き優良な省エネ取組みを横展開する観点から、**省エネ補助金による計画や実績について、事業者ごとに簡潔に記載**されます。

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.1【タブ1\_基本情報】 3/5

0 共通開示項目   0 選択開示項目   0 自由記述欄

1	企業名	開示事業者
2	企業名(英語)	KAIJI CO.,LTD.
3	銘柄コード	1234
4	中分類	(コード) 1
5	細分類	(コード) 1
6	法人番号	12345678
7	エネルギー管理統括者	役職: 代表取締役社長 氏名: 開示 太郎
8	カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について ⓘ 自由記述欄 (カーボンニュートラルの実現等に資する企業独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について) が記載されます。 <b>P.17に記載</b> ↗	
	関連リンク	省エネ法定期報告情報の開示制度 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/</a>
	【取組の概要: 業界の事情等を考慮した取組について (定量指標)】 ⓘ 項目 ▲	

### 項目の解説

開示シートの項目名	解説
8 業界の事情等を考慮した取組について (定量指標)	事業者が属する業界固有の定量指標について、業界団体等から資源エネルギー庁へ要望や提案があった場合に、開示シートへの反映がある欄。 <b>2025年度は「鉄鋼業」と「パルプ・紙・紙加工品製造業」が記載されます。</b> ※上記以外の中分類の事業者の場合、空欄で表示されます。

#### 「鉄鋼業」の表示例 ※見方の詳細は次ページに記載

【取組の概要: 業界の事情等を考慮した取組について (定量指標)】 ⓘ				
項目	排熱回収等由来	副生ガス由来	燃料由来	買電分
主たる事業の総電力使用量に占める電気の割合	6%			94%
主たる事業の産業用蒸気使用量に占める蒸気の割合	9%		91%	-

#### 「パルプ・紙・紙加工品製造業」の表示例 ※見方の詳細は次々ページに記載

【取組の概要: 業界の事情等を考慮した取組について (定量指標)】 ⓘ			
項目	非化石エネルギー割合	再生可能エネルギー	廃棄物エネルギー
パルプ・紙・紙加工品製造業のエネルギー総使用量に占める非化石エネルギー割合	45.3%	24.5%	20.8%

## 1.2.1【タブ1\_基本情報】 4/5

0 共通開示項目   0 選択開示項目   0 自由記述欄

### 「業界の事情等を考慮した取組について」 鉄鋼業の表示例

【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について（定量指標）】 ⓘ				
項目	排熱回収等由来	副生ガス由来	燃料由来	買電分
主たる事業の総電力使用量に占める電気の割合	6%			94%
主たる事業の産業用蒸気使用量に占める蒸気の割合	9%		91%	-

1
2
3
4

#### 項目の解説

開示シートの項目名	解説
<span style="border: 2px solid green; padding: 2px;">1</span> 廃熱回収等由来	事業場内で使用する全電力/全蒸気のうち、鉄鋼製造プロセス内で回収した廃熱や圧力エネルギーを用いて事業場内で作った電気/蒸気を指します （例：高炉炉頂からTRT（高炉炉頂圧発電）で回収した圧力エネルギーを用いて作った電気）。 また、それら廃熱や圧力エネルギーをプロセス内で直接利用することで投入が回避される電力も本項目でカウントします （例：製鋼用電気炉から回収した廃熱を電気炉投入前のスクラップ予熱に用いる、または廃プラ、廃タイヤ等を製鋼用電気炉に投入することで回避できたスクラップ溶解のための（追加的）電力）。
<span style="border: 2px solid green; padding: 2px;">2</span> 副生ガス由来	事業場内で使用する全電力/全蒸気のうち、鉄鋼製造プロセス内で回収した副生ガス（コークス炉ガス/高炉ガス/転炉ガス）を用いて事業場内で作った電気/蒸気を指します。
<span style="border: 2px solid green; padding: 2px;">3</span> 燃料由来	事業場内で使用する全電力/全蒸気のうち、省エネ法上の化石燃料を用いて事業場内で作った電気/蒸気を指します。
<span style="border: 2px solid green; padding: 2px;">4</span> 買電分	事業所で使用する全電力のうち、事業場外から購入した電気を指します。



#### 各項目のカウント方法

本指標におけるバウンダリーは省エネ法上の事業場となります。ただし、共同火力発電所等、事業場と同一敷地内もしくは事業場に隣接立地する地縁的一体性を有する発電所に副生ガス等を供給し、当該発電所の発生電力・蒸気を購入する場合、当該電力は買電ではなく副生ガス由来、燃料由来にカウントします。副生ガス、燃料のそれぞれの由来の振り分けについては、発電・蒸気発生に投入された副生ガス、燃料の割合に応じ、発生した（共同火力発電所等地縁的一体性を有する発電所の場合は供給を受けた）電力・蒸気を副生ガス由来、燃料由来にそれぞれ案分して計上します（蒸気については電力換算※する）。※当該発電所にて発電された電力の発熱量（千kWh/GJ）で除して電力量として換算します。

## 1.2.1【タブ1\_基本情報】 5/5

0 共通開示項目    0 選択開示項目    0 自由記述欄

### 「業界の事情等を考慮した取組について」 パルプ・紙・紙加工品製造業の表示例

【取組の概要：業界の事情等を考慮した取組について（定量指標）】 ⓘ			
項目	非化石エネルギー割合	再生可能エネルギー	廃棄物エネルギー
パルプ・紙・紙加工品製造業のエネルギー総使用量に占める非化石エネルギー割合	45.3%	24.5%	20.8%

1

2

3

### 項目の解説

開示シートの項目名		解説
1	非化石エネルギー割合	<p>事業場内で使用するエネルギー（燃料・電気・蒸気等）より他者への供給・販売分を除くエネルギーのうち、非化石エネルギー（化石エネルギー以外）の熱量割合を指します。他者から購入した電気・蒸気（熱）の非化石相当分も含まれます。非化石・再生可能・廃棄物各エネルギー割合の関係は以下となります。</p> <p>非化石エネルギー割合 = 再生可能エネルギー割合 + 廃棄物エネルギー割合</p> <p>ただし、他社から購入した非化石エネルギーで再生可能か廃棄物の区分が不明な場合などは、「非化石≠(&gt;)再生可能 + 廃棄物」となることもあります。</p>
2	再生可能エネルギー割合	<p>非化石エネルギーのうち、再生可能なバイオマス燃料・水力・太陽光などのエネルギー熱量割合を指します。</p> <p>例) 燃料：黒液・木材・木質廃材など。電気：バイオマス発電・水力・太陽光など。</p>
3	廃棄物エネルギー割合	<p>非化石エネルギーのうち、再生可能エネルギー以外のエネルギー熱量割合を指します。</p> <p>例) 燃料：RPF・廃タイヤ・廃プラスチックなど。</p>



### 各項目のカウント方法

本指標におけるバウンダリーは省エネ法上の事業場となります。  
 主たる事業(細分類)が「14\*\*」である事業場(複数ある場合はその全て)を対象としております。

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.2【タブ2\_エネルギーの使用の合理化】 1/2

0 共通開示項目    0 選択開示項目    0 自由記述欄



### 項目の解説

開示シートの項目名		解説
<b>1</b>	主たる事業におけるエネルギー消費原単位	エネルギー消費原単位とは、エネルギー使用量を生産数量等で除いた値であり、エネルギー効率を表す指標。原単位の分母は、エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値であり、事業者ごとに異なります。 <b>本指標におけるエネルギー消費原単位は、主たる事業のエネルギー消費原単位を表しており、個社ごとの経年での省エネ努力を評価することに適しています。</b>
	原単位分母名称	
	原単位分母単位	
<b>2</b>	主たる事業の構成割合	「主たる事業のエネルギー使用量の事業全体における構成比」。主たる事業は、日本標準産業分類の考え方にに基づき事業者が決定したものになります。必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではありません。



### エネルギー消費原単位

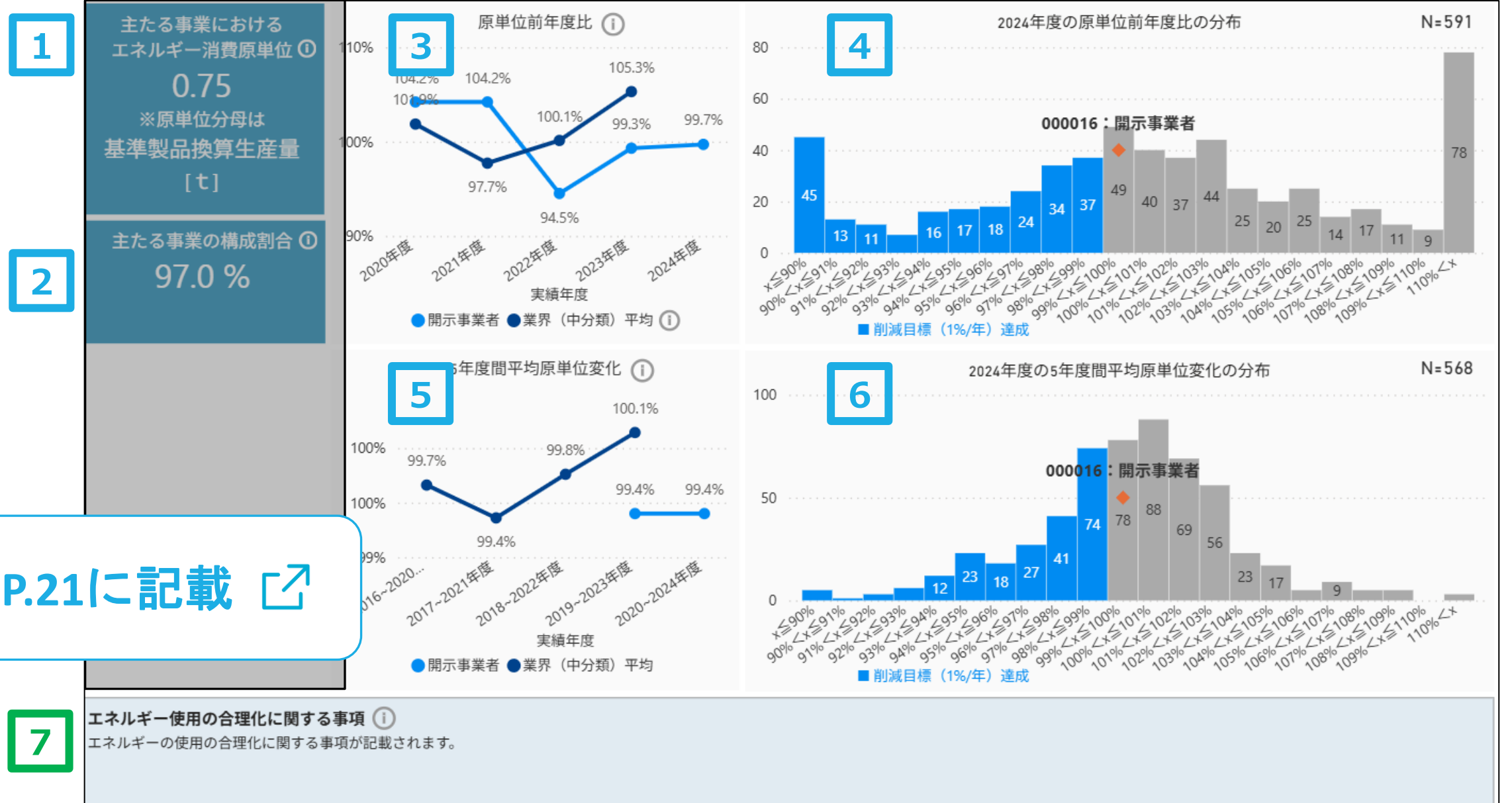
エネルギー消費原単位は、景気等による生産数量の増減等の外的要因の影響を受ける可能性があるため、エネルギー消費原単位を用いて**他の事業者と比較する際は留意する必要があります。**  
エネルギー消費原単位を用いて事業者を評価する際は、他業種の事業者との比較よりも、個社ごとの経年での省エネ努力を評価することに適しています。

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.2【タブ2\_エネルギーの使用の合理化】 2/2

0 共通開示項目    0 選択開示項目    0 自由記述欄



P.21に記載

### 項目の解説

開示シートの項目名	解説
<b>3</b> 原単位対前年度比	直近5年間に渡る事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比(変化率)を表示。当該事業者の業界(中分類業種)の平均値も併せて表示。
<b>4</b> 原単位前年度比の分布	当該事業者の業界(中分類業種)について、原単位対前年度比の分布をヒストグラムで表示。
<b>5</b> 5年度間平均原単位変化	事業者全体のエネルギー消費原単位の5年度間における対前年度比の平均(相乗平均)である変化率(%)を表示。また、当該事業者の業界(中分類業種)の平均値も併せて表示。本指標が「99.0以下」の場合に、省エネ法における努力目標(年平均1%以上低減)を達成したとみなされます。
<b>6</b> 5年度間平均原単位変化の分布	当該事業者の業界(中分類業種)について、5年度間平均原単位変化の分布をヒストグラムで表示。
<b>7</b> エネルギー使用の合理化に関する事項	エネルギーの使用の合理化に関する数値について、その変動の理由や定性的な取組の説明を記載。



### 業界ごとの集計値

業界ごとの集計値は速報版においては**前年度数値から算出し**、確報版は当年度数値から算出します。速報版の数値については、当該年度での比較ではないことにご留意ください。

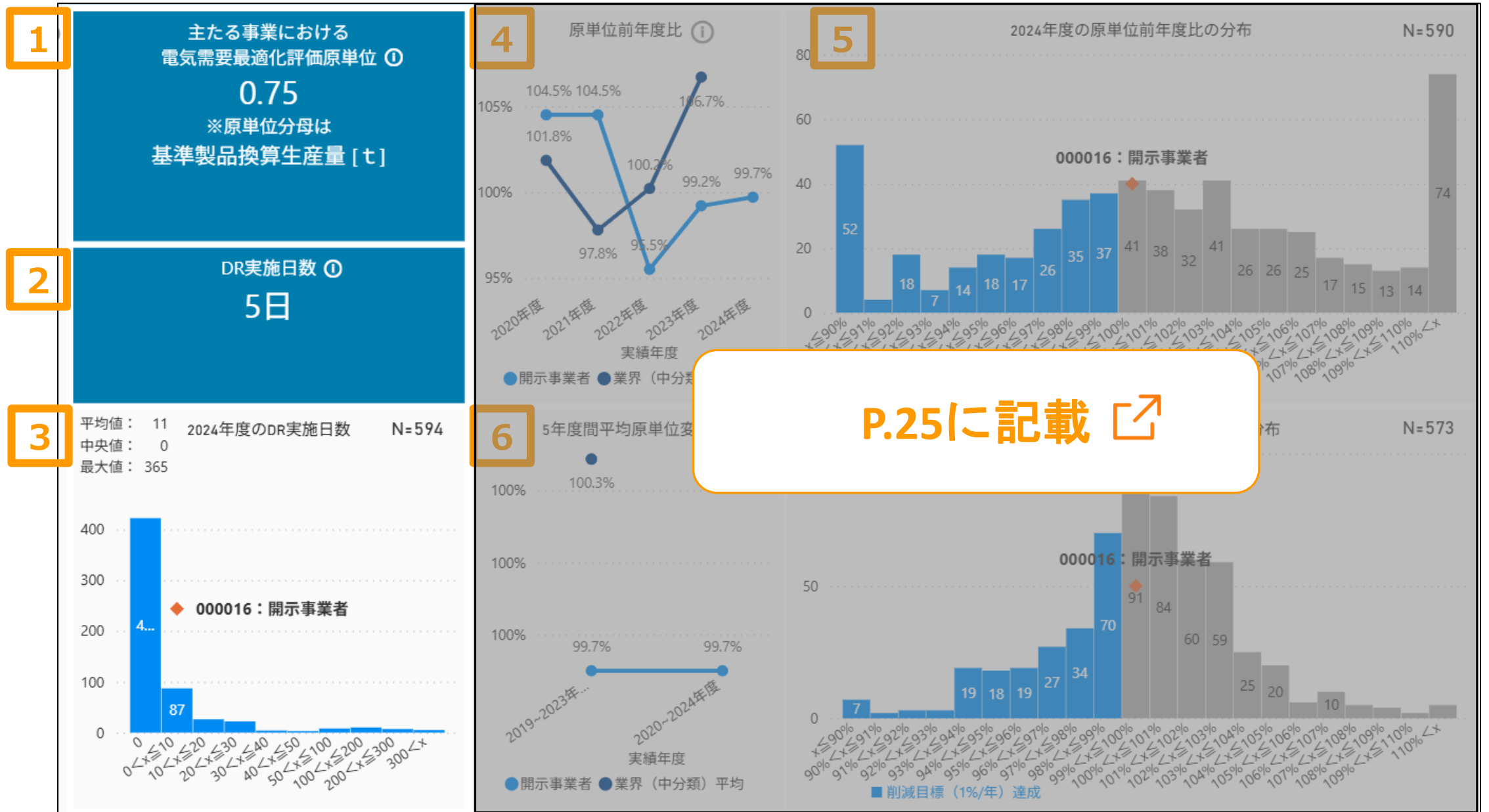
また、**エネルギー使用量のシェアが全体の0.03%未満、または、事業者数が10者未満の業界については、業界ごとの集計値は記載されません。**

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.3【タブ3\_電気需要の最適化】 1/3

0 共通開示項目    0 選択開示項目    0 自由記述欄



### 項目の解説

開示シートの項目名		解説
1	主たる事業における電気需要最適化評価原単位	本指標は、再エネ出力制御時、需給状況が厳しい時及びその他の時間帯で系統電気の一次エネルギー換算係数(電気需要最適化係数)に差をつけることで、 <b>系統電気の需給状況を考慮し補正した評価用の原単位</b> です。前述のエネルギー消費原単位とは異なることにご注意ください。
	原単位分母名称	
	原単位分母単位	
2	DR実施日数	本指標は、(様々なDRがあるが種類を区別せず) <b>DRを実施した日数をカウントしたもの</b> です。 ただし、需給ひっ迫時の上げDR(需要増加)や再エネ余剰時の下げDR(需要抑制)はカウントしません。
3	DR実施日数の分布	当該事業者の業界(中分類業種)について、DR実施日数の分布をヒストグラムで表示。

### 【電気需要最適化評価原単位の計算方法】

$$\frac{A'' - B - B'}{C}$$

- A : エネルギー使用量(燃料、熱、電気の使用量)
- A'' : Aのうち、非化石燃料の使用量に0.8を乗じ、電気需要最適化係数を考慮した使用量
- B : 販売した副生エネルギー量
- B' : 購入した未利用熱量
- C : エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値(生産数量、売上高、床面積等)

### 1.2.3【タブ3\_電気需要の最適化】 2/3



#### 電気の需要の最適化とは

再エネ出力制御時への電力の需要シフトや、電力需要ひっ迫時の電力の需要減少を促すため、特定事業者等は、電力の需給状況に応じた「上げDR（再エネ余剰時等に電力需要を増加させる）」・「下げDR（電力需要ひっ迫時に電力需要を抑制させる）」の実績報告を行うことが求められます。

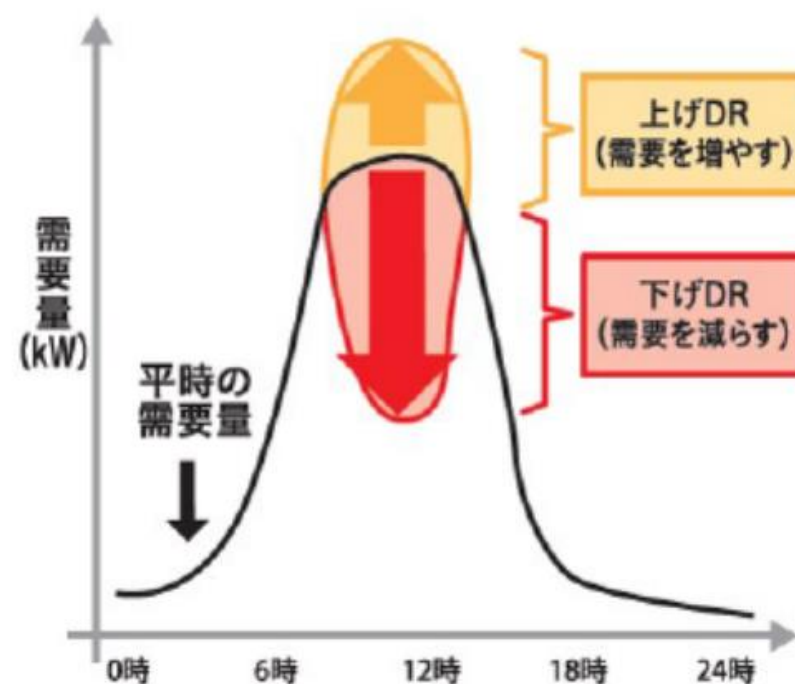
※DR：デマンドレスポンス

#### 上げDR

DR発動により電気の需要量を増やします。  
例えば、再生可能エネルギーの過剰出力分を需要機器を稼働して消費したり、蓄電池を充電することにより吸収したりします。

#### 下げDR

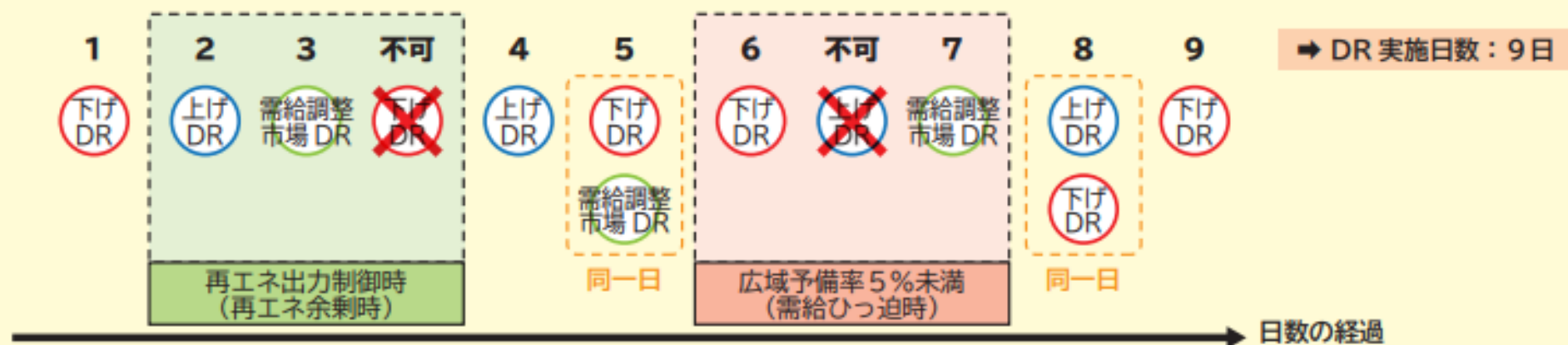
DR発動により電気の需要量を減らします。  
例えば、電気のピーク需要のタイミングで需要機器の出力を落とし、需要と供給のバランスを取ります。



#### DR 実施日数のカウント方法

(様々なDRがあるが、種類を区別せず) DRを実施した「日数」をカウント  
需給ひっ迫時の上げDR (需要増加) や再エネ余剰時の下げDR (需要抑制) はカウント不可

#### DR 実施日数のカウントイメージ

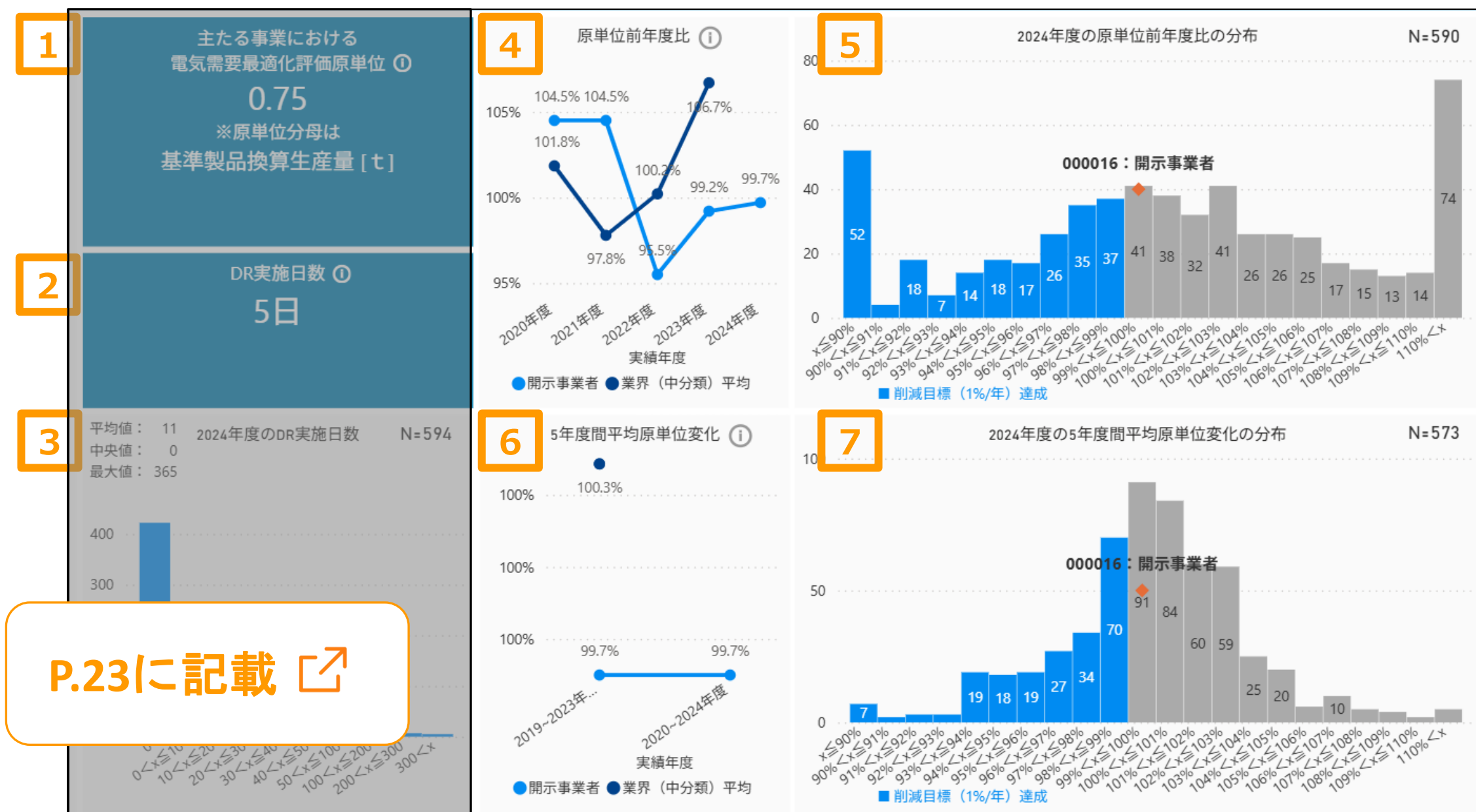


# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.3【タブ3\_電気需要の最適化】 3/3

0 共通開示項目    0 選択開示項目    0 自由記述欄



P.23に記載

### 項目の解説

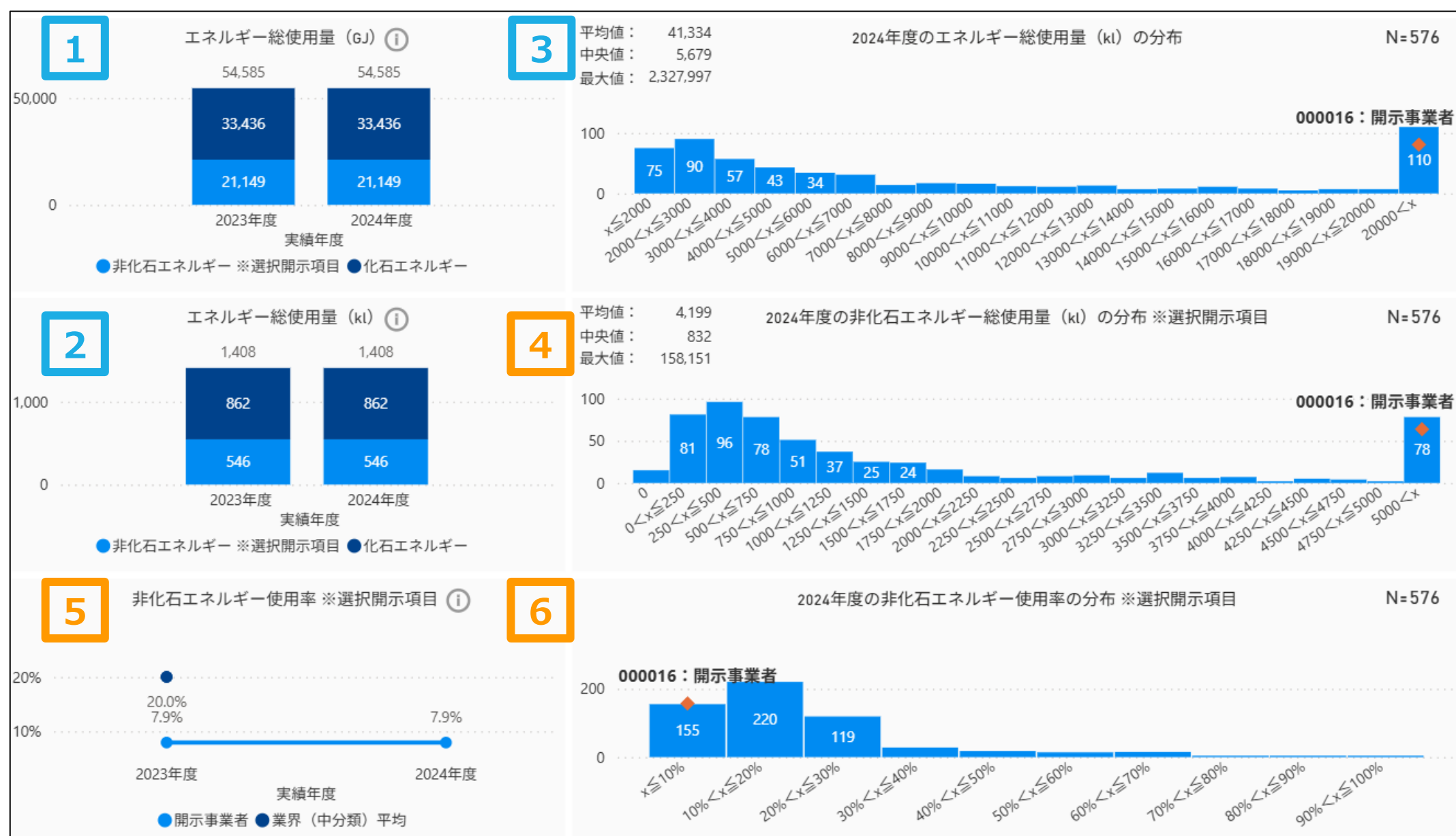
開示シートの項目名		解説
<b>4</b>	原単位対前年度比	直近5年間に渡る事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比(変化率)を表示。当該事業者の業界(中分類業種)の平均値も併せて表示。
<b>5</b>	原単位前年度比の分布	当該事業者の業界(中分類業種)について、原単位対前年度比の分布をヒストグラムで表示。
<b>6</b>	5年度間平均原単位変化	事業者全体の電気需要最適化評価原単位の5年度間における対前年度比の平均(相乗平均)である変化率(%)を表示。また、当該事業者の業界(中分類業種)の平均値も併せて表示。本指標が「99.0以下」の場合に、省エネ法における努力目標(年平均1%以上低減)を達成したとみなされます。
<b>7</b>	5年度間平均原単位変化の分布	当該事業者の業界(中分類業種)について、5年度間平均原単位変化の分布をヒストグラムで表示。

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.4【タブ4\_エネルギー使用量】 1/1

0 共通開示項目    0 選択開示項目    0 自由記述欄



### 項目の解説

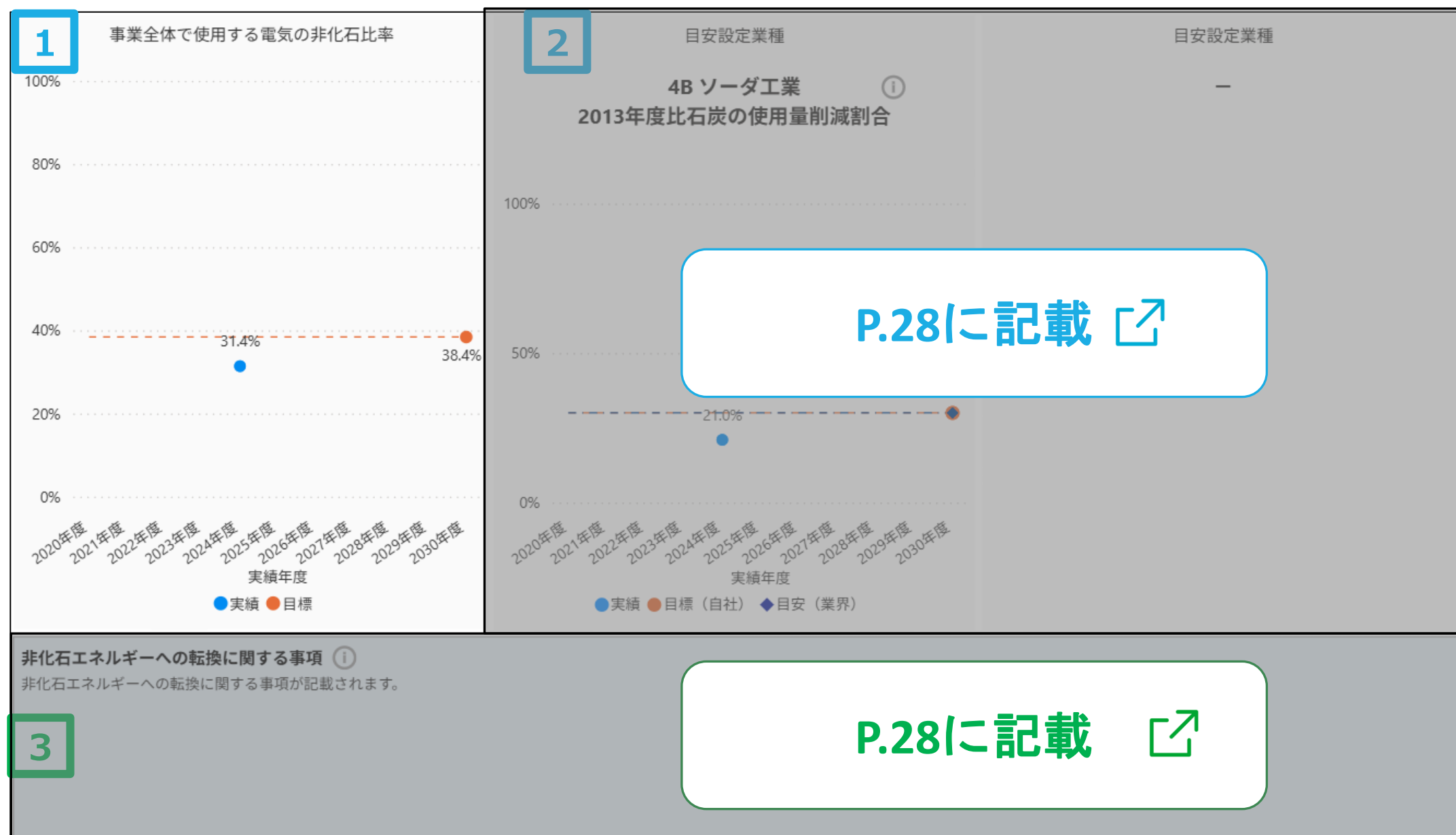
開示シートの項目名		解説
<b>1</b>	エネルギー使用量 (GJ)	事業者が1年度間に使用した全ての化石エネルギーを合計したものを表示。単位として「GJ (ギガジュール)」および「原油換算値kl(キロリットル)」の2通りを表示。なお、 <b>2024年度より化石エネルギーに加えて非化石エネルギーも合計されます。</b>
<b>2</b>	エネルギー使用量 (kl)	
<b>3</b>	エネルギー使用量 (kl) の分布	当該事業者の業界(中分類業種)について、エネルギー使用量 (kl) の分布をヒストグラムで表示。
<b>4</b>	非化石エネルギー使用量 (kl) の分布	当該事業者の業界(中分類業種)について、非化石エネルギー使用量 (kl) の分布をヒストグラムで表示。
<b>5</b>	非化石エネルギー使用率	エネルギー使用量のうち非化石エネルギーの使用率を表示。
<b>6</b>	非化石エネルギー使用率の分布	当該事業者の業界(中分類業種)について、非化石エネルギー使用率の分布をヒストグラムで表示。

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.5【タブ5\_非化石エネルギー転換】 1/4

0 共通開示項目    0 選択開示項目    0 自由記述欄



### 項目の解説

開示シートの項目名		解説
<b>1</b>	事業全体で使用する電気の非化石率 目標	電気の非化石比率*に関する2030年度の目標値を示します。目標値の水準は、当該事業者が設定したものになります。 * 電気の非化石比率：当該事業者が、事業者全体で使用した電気のうち、非化石電気の占める割合を示します。使用された電気には、電気事業者から購入した電気や燃料を投じて発電した自家発電による使用分も含まれます。
	事業全体で使用する電気の非化石率 実績	当該事業者が事業者全体で使用した電気のうち、非化石電気の占める割合(電気の非化石比率)を年度別に示します。電気の非化石比率は、当該事業者の業態や立地などの諸条件により取り組みやその進捗に差が生じやすいことに留意ください。

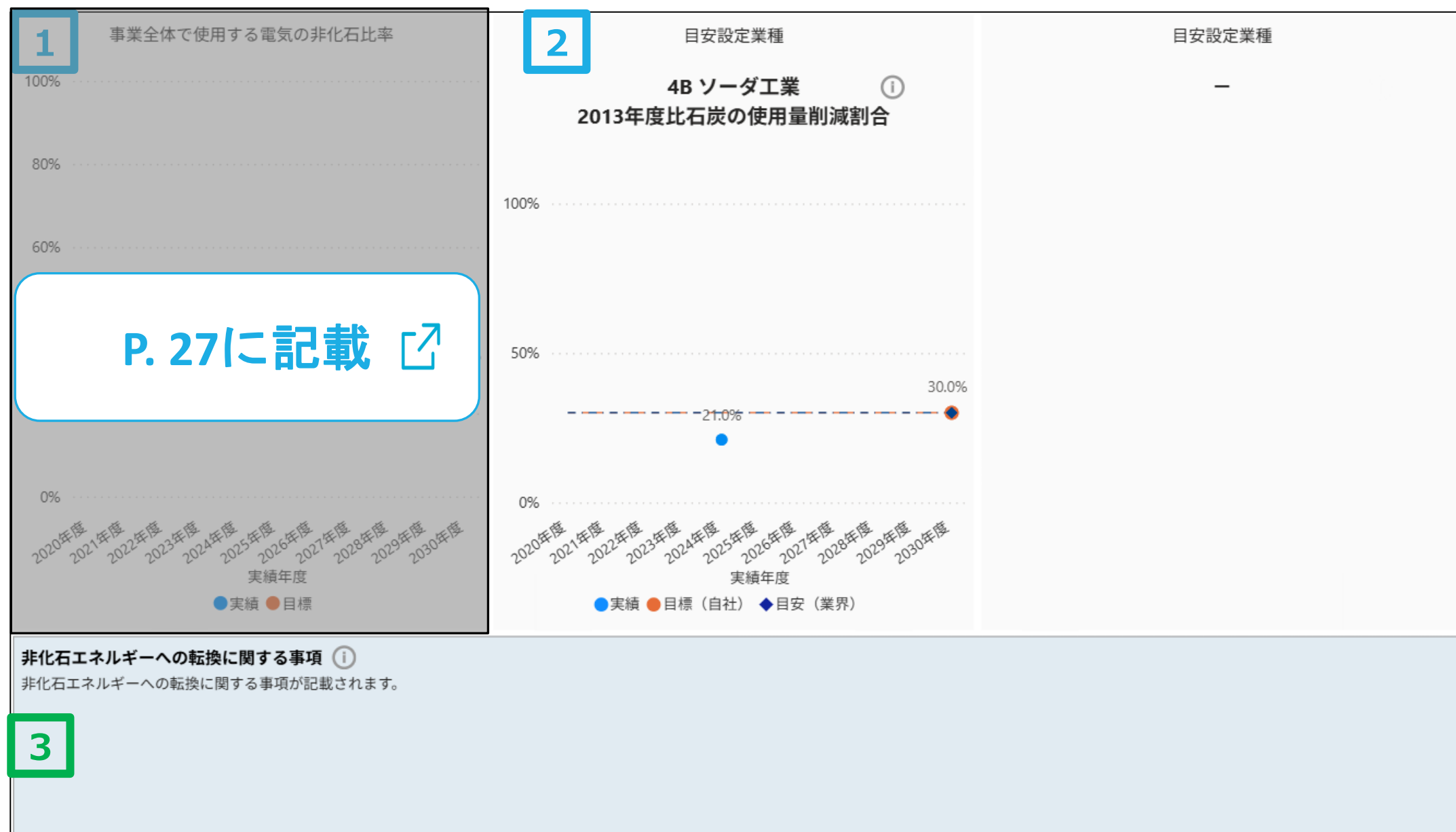


#### 電気の非化石比率に関する目標および実績値

電気の非化石比率は、事業者の非化石エネルギーへの転換に対する取組以外にも、様々な条件による影響を受けるため、単純な数値の大きさのみで評価することは、必ずしも適切ではありません。例えば、業種の特徴や自家発電の割合、購入先の電気事業者の非化石証書の使用状況などによって、電気の非化石エネルギーへの転換の難しさは変化します。したがって、**電気の非化石比率については、現状の非化石比率との比較で意欲的な目標値が設定されているかや、実績値の経年から事業者の取組努力を評価することをおすすめします。**

## 1.2.5【タブ5\_非化石エネルギー転換】 2/4

0 共通開示項目    0 選択開示項目    0 自由記述欄



### 項目の解説

開示シートの項目名	解説
<b>2</b> 目安設定業種 (区分/項目/指標)	<p>目安設定業種*は、当該事業者において実施され、非化石エネルギーへの転換目安が国によって設定されている業種・分野の区分および名称を示します。</p> <p>* 目安設定業種：国が非化石エネルギーへの転換について目安を設定している業種・分野です。2025年9月時点で以下の5業種に目安が設定されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>鉄鋼業（高炉による製鉄業、電炉による製鉄業）</li> <li>化学工業（石油化学系基礎製品製造業、ソーダ工業）</li> <li>セメント製造業</li> <li>製紙業（洋紙製造業、板紙製造業）</li> <li>自動車製造業</li> </ol>
目標	上記の目安(2030年度)を踏まえて、事業者が設定した2030年度の定量目標値を示します。
目安	目安設定業種毎に、国が定めた非化石エネルギーへの転換の進捗を示す指標および2030年度の定量目標値を示します。業種別の具体的な目安についてはP30をご参照ください。
<b>3</b> 実績	当該事業者の、目安設定業種における非化石への転換の進捗を示します。
非化石エネルギーへの転換に関する事項	非化石エネルギーの転換に関する数値について、目標に対する進捗の理由や定性的な取組の説明を記載。

## 1.2.5【タブ5\_非化石エネルギー転換】 3/4



### 非化石エネルギーの転換に向けた目標および実績値

目安設定業種の「目標」および「実績」は、事業者によっては業種を越えて事業を行っているケースや、目安設定事業で対象としている事業領域以外において事業を行っているケースもあるため、必ずしも事業者全体に係る目標・実績値ではないことにご留意ください。

また、目標や実績値は、業種や事業者ごとに環境や、指標自体も異なるため、単純な数値の大きさのみで、非化石エネルギーへの転換の取組を評価することは、必ずしも適切ではありません。

そのため、目標および実績値については、事業者ごとに目安と比較して意欲的な目標を設定しているかや実績値の経年から事業者の取組努力を評価することをおすすめします。



### 非化石エネルギーへの転換に関する事項(定性的事項)

「非化石エネルギーへの転換に関する事項」は、実績値の変動要因に関する背景説明や、統一された開示項目だけでは意図が十分に伝わらない場合等、読み手の理解を深めるために定性的な取組について事業者が説明する欄となります。

## 1.2.5【タブ5\_非化石エネルギー転換】4/4

### (参考) 非化石エネルギーの使用状況の算出

I 「重み付け非化石」に該当する電気の使用量を1.2倍する

自家発太陽光やオフサイト型PPA (FIT/FIP 非認定)、その他「重み付け非化石」に相当する電気は、非化石エネルギー使用状況の算出の際、その使用量を1.2倍して計算を行う。

※ただし、燃料を投じるものを除く再エネ自家発電 (太陽光発電、風力発電、地熱発電等) については、以下の通り熱量換算係数を8.64 (全電源平均係数) として再計算した上で1.2倍する。

非化石エネルギー使用状況の算出時における  
再エネ自家発電電気の使用量

$$= \text{発電量 [kWh]} \times 3.6 [\text{GJ/kWh}] \times 8.64/3.6 \times 1.2$$

通常のエネルギー使用量

全電源平均係数で再計算

II 証書等の非化石エネルギー量を分子に加算する

非化石エネルギー使用状況の算出の際、J-クレジット等の非化石価値相当分のエネルギー使用量を分子に加算する。

III 他社に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量を分母・分子から除く

非化石エネルギー使用状況の算出の際、熱・電気供給の用に供するエネルギーを発生させるために使用した燃料の使用量は、分母・分子から除く。

$$\text{非化石エネルギーの使用状況} = \frac{\text{非化石エネルギーの使用量 (重み付け非化石 1.2 倍)} + \text{II} - \text{III}}{\text{全エネルギー使用量 (重み付け非化石 1.2 倍)} - \text{III}}$$

### (参考) 定量目標の目安となる水準について

下記の事業を行う事業者は国が定める目安となる水準を参照し、それぞれの事業に係る非化石エネルギーへの転換の目標を定め、それに向けた計画・報告を行う必要があります。

目安設定業種に該当する事業を複数行っている事業者は、該当する事業に対してそれぞれ非化石エネルギーへの転換の目標を定め、計画及び報告を行うこととなります。

#### ●定量目標の目安となる水準

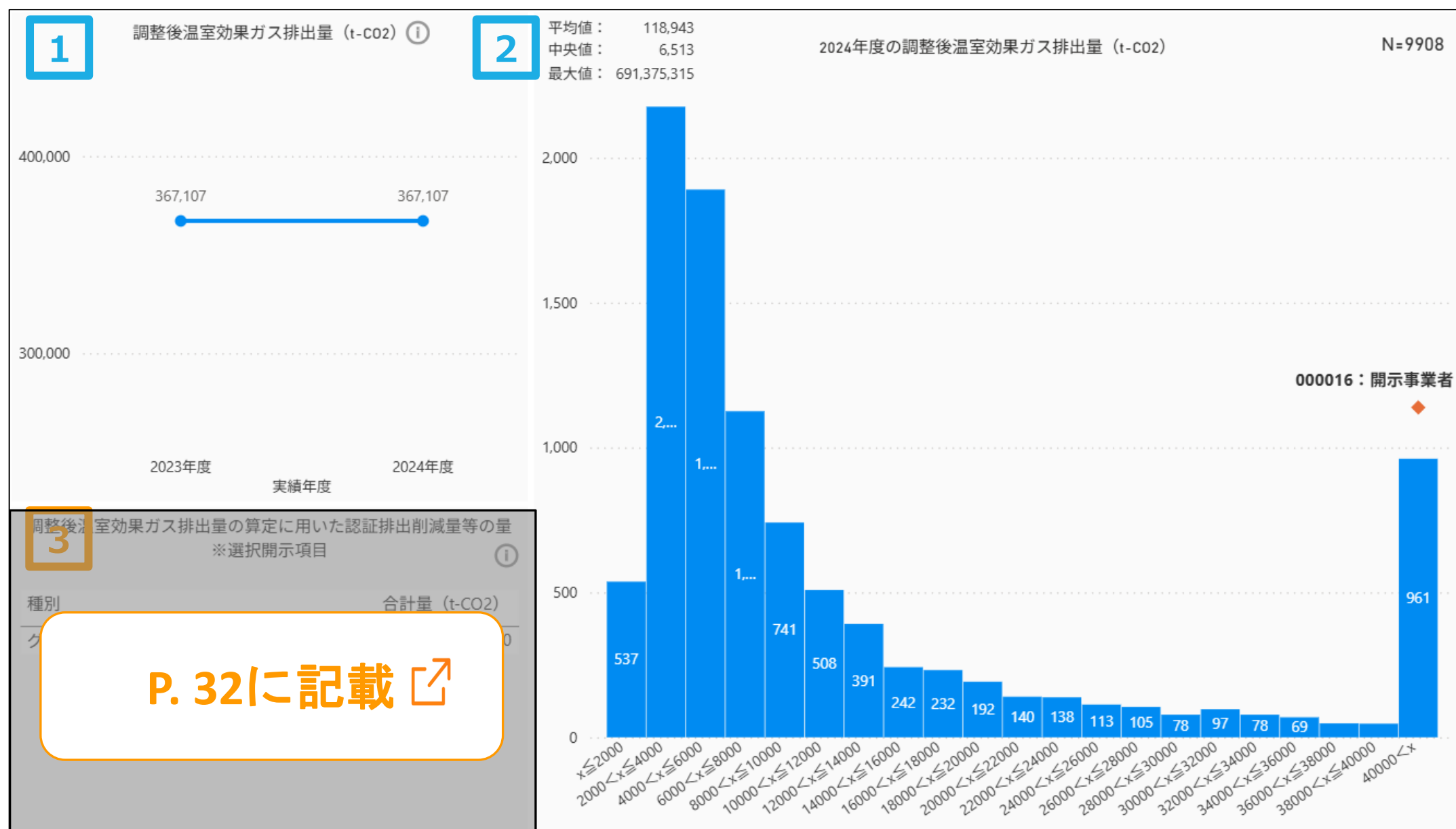
区分	事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業 (※1)	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030年度における2013年度比石炭の使用量に係る原単位 (石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。) 削減割合	2%以上
1 B	電炉による製鉄業 (※2)	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上
2	セメント製造業 (※3)	2030年度における焼成工程 (原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程) における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	28%以上
3 A	洋紙製造業 (※4)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
3 B	板紙製造業 (※5)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業 (※6)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
5	自動車製造業	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.6【タブ6\_調整後温室効果ガス排出量】 1/2

0 共通開示項目    0 選択開示項目    0 自由記述欄



※調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等は、合計量の降順で表記されます。

### 項目の解説

開示シートの項目名	解説
1 調整後温室効果ガス排出量	事業者の温室効果ガスの排出量の推移を表示。温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以降、温対法)に基づくものです。調整後温室効果ガス排出量は、エネルギーの使用に伴って発生するCO <sub>2</sub> 排出量以外にも、非エネルギー起源による温室効果ガスなどを足した後、国内と海外認証排出削減量等で調整を行った排出量を表します。
2 調整後温室効果ガス排出量の分布	当該事業者の業界（中分類業種）について、調整後温室効果ガス排出量の分布をヒストグラムで表示。



### 認証排出削減量等

認証排出削減量等は2025年9月時点で、以下の国内認証排出削減量、海外認証排出削減量、非化石電源二酸化炭素削減相当量の3区分があり、計8種類が該当します。

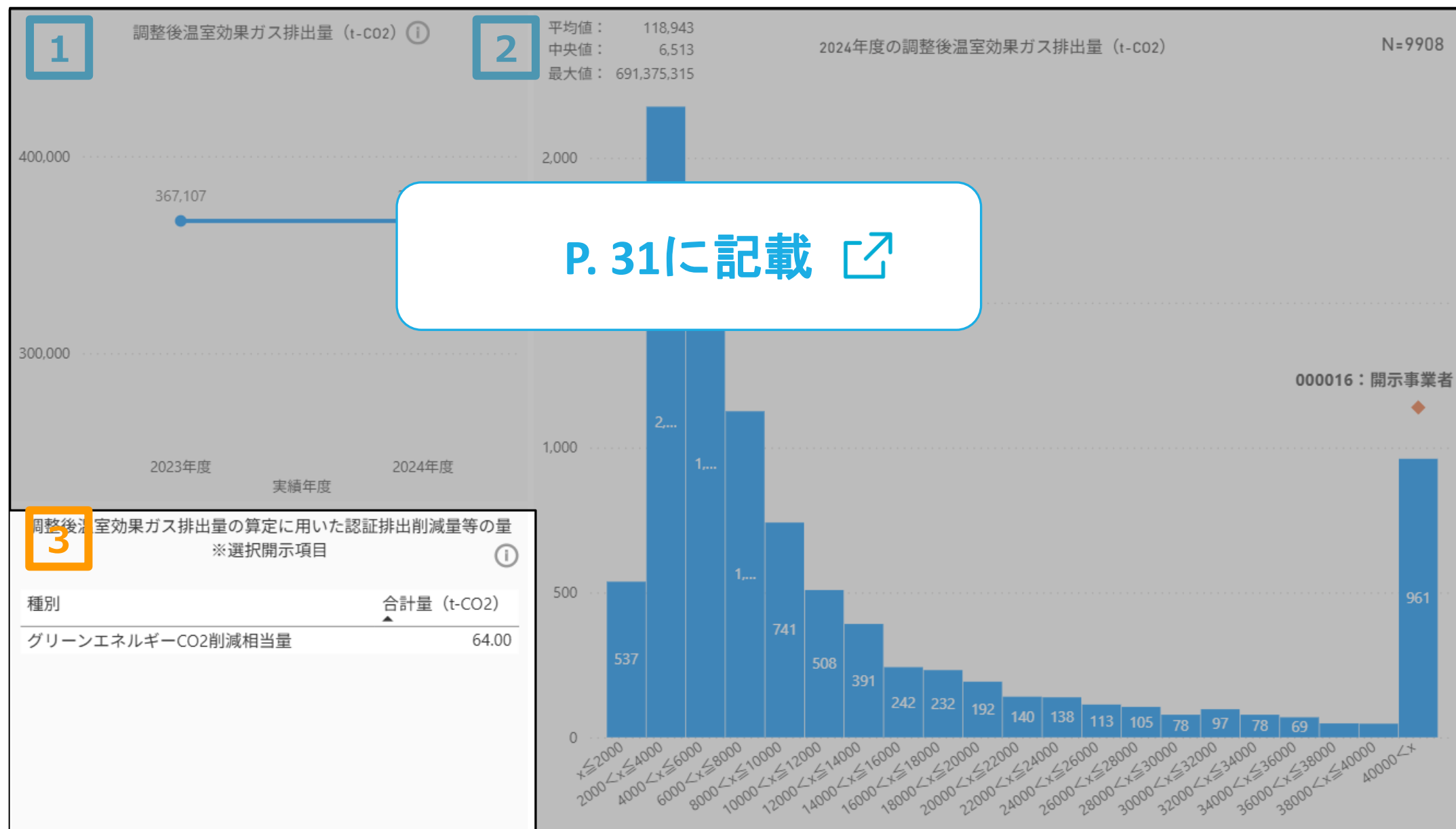
- 国内認証排出削減量(4種類)  
国内クレジット、オフセット・クレジット (J-VER)、J-クレジット、グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量
- 海外認証排出削減量(1種類)  
JCMクレジット
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量(3種類)  
FIT非化石証書、非FIT非化石証書 (再エネ指定あり)、非FIT非化石証書 (再エネ指定なし)

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.6【タブ6\_調整後温室効果ガス排出量】 2/2

0 共通開示項目    0 選択開示項目    0 自由記述欄



※調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等は、合計量の降順で表記されます。

### 項目の解説

開示シートの項目名	解説
調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量 種別	<p>認証排出削減量等とは、当該事業者以外が温室効果ガス排出量やエネルギー使用量を減らすことによって生じた削減量や、非化石などの環境価値を有する証書などを指します。</p> <p>これらの削減量や証書を購入し使用することで、自社の温室効果ガス排出量を削減したと見なされ、使用分と同等の温室効果ガス排出量を自社の温室効果ガス排出量から減らすことができます。</p> <p>この調整とは、<b>認証排出削減量等分を、自社の温室効果ガス排出量から減らすこと</b>を言います。</p> <p>認証排出削減量等は複数の種別があることから、ここでは使用した認証排出削減量等の種別を示します。対象となる認証排出削減量等は前ページの記載を参照ください。</p>
調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量 合計量 (t-CO2)	<p>使用した認証排出削減量等の合計量を示します。すべての種別の合計量を集計した値が、事業者の温室効果ガス排出量から除かれます。</p>

## 1.2.7【タブ7\_ベンチマーク指標】 1/2

0 共通開示項目   0 選択開示項目   0 自由記述欄

1	2	3	4
区分	目指すべき水準	ベンチマーク指標 の状況	【参考】当該業種の最新年 度達成率
6B ソーダ工業	3.00GJ/t以下	未達成	36.8% (7/19 事業者)

※ベンチマーク区分は当該業種のエネルギー使用量の降順で表記されます。

### 項目の解説

開示シートの項目名	解説
1 ベンチマーク区分	ベンチマーク区分は、ベンチマーク制度*の対象となる業種・分野の区分および名称を示しています。 *ベンチマーク制度とは、業種・分野別に目指すべきエネルギー消費効率の水準を定め、その達成を求めることで事業者の省エネ取組を促すものです。ベンチマーク制度の対象となる業種は、エネルギーを多く消費する産業や、業務など一部の業種となります。ベンチマーク制度の業種別概要など詳細については、次ページを参照ください。
2 目指すべき水準	目指すべき水準とは、ベンチマーク対象事業者*が上記のベンチマーク区分で示されるベンチマーク対象事業における中長期的な省エネ目標であり、国がベンチマーク区分毎に規定します。 *ベンチマーク対象事業者：ベンチマーク区分に示される事業のみで、エネルギー使用量(原油換算値) 1,500kl/年以上である事業者
3 ベンチマーク指標の状況	当該事業者のベンチマーク区分に該当する事業におけるベンチマーク指標の数値が、目指すべき水準を上回る場合は達成、下回る場合は未達成となります。ただし、ベンチマーク指標の状況は、事業者全体ではなく、一部の工程など、特定の事業領域を対象としたベンチマーク対象事業に限定されたものである点に留意ください。
4 当該業種の最新年度達成率	当該業種におけるベンチマーク指標の達成事業者の割合を表示。



### ベンチマーク指標の状況

ベンチマーク指標の目指すべき水準は、最新型の技術を導入した際に得られる理想的な水準などを踏まえ、**業種内で上位の10%~20%の事業者のみが満たす水準を目安に設定**されています。

したがって、当該事業者のベンチマーク指標の状況が「未達成」であっても、業種内での平均的なエネルギー効率と比較して、必ずしも劣っていることを示すものではありません。

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.7【タブ7\_ベンチマーク指標】 2/2

#### ベンチマーク制度とは

ベンチマーク制度は、業種・分野別に目指すべきエネルギー消費効率の水準を定め、その達成を求めることで事業者の省エネ取組を促すものです。省エネの状況が他者と比較して進んでいるか遅れているかを明確にし、進んでいる事業者を評価するとともに、遅れている事業者にはさらなる努力を促すため、**業種内で上位の10%~20%の事業者のみが満たす水準**を、事業者が満たすべき水準として設定しています。

#### 対象業種と目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1A	高炉による製鉄業	粗鋼量当たりのエネルギー使用量	0.531 kℓ /t以下
1B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程通過の有無を補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と製造品種の違いを補正した下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.150 kℓ /t以下
1C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.360 kℓ /t以下
2A	電力供給業	火力発電効率 A指標火力発電効率B指標	A指標：1.00 以上 B指標：44.3% 以上
2B	石炭火力電力供給業	当該事業を行っている工場の石炭火力発電の効率	43.00 % 以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739 MJ/t以下
4A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再エネ使用率 72 %以上： 6,626 MJ/t以下 再エネ使用率 72 %未満： (-23,664×(再エネ使用率)+23,664)MJ/t以下
4B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944 MJ/t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876 以下
6A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9 GJ/t以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出力セイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00 GJ/t以下
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707 kWh/百万円以下
7B	小型コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	308 kWh/百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723 以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792 以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799 以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305 kℓ /㎡以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値	1.00 以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①文系学部とその他学部の面積の合計に 0.022 を乗じた値 ②理系学部と医系学部の面積の合計に 0.047 を乗じた値	0.555 以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に 0.061 を乗じた値 ②ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の 1/1000 を乗じた値に 0.061 を乗じた値 ③回胴式遊技機台数に年間営業時間の 1/1000 を乗じた値に 0.076 を乗じた値	0.695 以下
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①電算室部分の面積に 0.2744 を乗じ、96.743 を加えた値 ②電算室部分以外の面積に 0.023 を乗じた値 ③職員数に 0.191 を乗じた値	0.700 以下
16	データセンター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）を当該事業を行っている事業所における IT 機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh）にて除した値	1.4 以下
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG 冷熱利用事業者： 0.077 kl/千Nm以下 その他の事業者： 0.157 kl/千Nm以下

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.8【タブ1~タブ7\_業界の特色】 1/1

0 共通開示項目   0 選択開示項目   0 自由記述欄

1

実績年度: 2024年度 | 中分類: 16: 化学工業 | 細分類: 1621: ソーダ工業 | 特定事業者: 0000016: 開示事業者 | 業界の特色はこちら

の開示シート

条件をクリア   検索条件



実績年度: 2024年度 | 中分類: 16: 化学工業 | 細分類: 1621: ソーダ工業 | 特定事業者: 0000016: 開示事業者 | 閉じる

の開示シート

条件をクリア   検索条件

**業界の特色**

※業界での共通の特色として、省エネルギー課が記載しております

企業名: 化学工業では、石油由来のナフサ等の原料を化学処理することにより、石油化学製品、無機化学製品、油脂・石鹸・合成洗剤・界面活性剤、塗料、接着剤、化学肥料等を製造します。

中分類: 化学製品は産業や生活を支える幅広い製品の原料及び材料として利用し、サプライチェーンの川上に位置することから産業の基盤としての役割を果たしています。

細分類: 一方、化学工業は産業部門のCO2排出の14.7% (2023年度) を占めています。これまでもエネルギー使用量の削減に向けた省エネルギー・効率化や、CO2排出量削減対策として自家発電燃料の石炭からガスへの転換等の拡大を進めてきました。また、一般社団法人日本化学工業協会は「カーボンニュートラルへの化学産業としてのスタンス」を発表しています。この中で、原料を化石原料（石油）から地表にある炭素源の循環（バイオマス原料やリサイクル原料、CO2の固定化原料等）へ転換すること、製造時に使用するエネルギーをグリーン化した購入電力や燃料転換した自家発電へ切り替えることに取り組むとしています。

カーボンニュー

(注: 本情報は、[希望した業界のみ](#)記載されます。事業者の開示項目ではなく、資源エネルギー庁にて作成し、掲載しています。)

## 項目の解説

開示シートの項目名	解説
1 業界の特色	事業者の主たる事業に属する業界（日本標準産業分類における中分類）について紹介します。 また、各業界の特徴となる製造プロセスや主要燃料、省エネ活動などを記載し、当該事業者が所属する業界が社会に与える影響を記載します。 なお、記載内容は業界ごとに同一記載になります。



### 事業者の属する業界の説明

本項目は当該事業者が所属する業界を、日本標準産業分類の「中分類」に準じて紹介する項目となります。事業者の特色すべてを網羅しているわけではないという点に留意する必要があります。  
したがって、業界の概要やトレンドなど、当該事業者が置かれている事業・経営環境への理解を深めるため、補完的にお使いください。

# 1. 開示シートの見方(2025年度版)

## 1.2.事業者の開示情報

### 1.2.9【タブ8\_参考\_Sクラス事業者リスト】 1/1

従来は省エネポータルサイトで公開されていたクラス分け評価結果（Sクラス公表）について、「開示事業者かどうか」の情報を付記して参考情報として掲載しております。

0 共通開示項目    0 選択開示項目    0 自由記述欄

開示シート (タブ8_参考_Sクラス事業者リスト)										
実績年度	中分類	細分類	本社所在地	事業者名	省エネ評価				開示制度参加	ベンチマーク達成によるS評価分野
					2021年	2022年	2023年	2024年		
2024年度	01: 農業	0100: 主として管理事務を行う本...	東京都	〇	S	S	S	S	×	〇
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	北海道	〇	S	S	S	S	×	〇
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	秋田県	〇				S	〇	
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	福島県	〇	S	S	S	S	×	
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	新潟県	〇			S	S	×	
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	石川県	〇			S		〇	
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	長野県	〇	S				×	
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	長野県	〇	S	S	S	S	〇	
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	岐阜県	〇	S				×	
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	京都府	〇	S	S	S		×	
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	広島県	〇				S	×	
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	広島県	〇		S	S		×	
	01: 農業	0113: 野菜作農業 (きのこ類の栽培を含む)	福岡県	〇		S	S	S	〇	
	01: 農業	0121: 酪農業	東京都	〇				S	×	
	01: 農業	0121: 酪農業	東京都	〇			S	S	×	
	01: 農業	0123: 養豚業	青森県	〇		S	S		×	
	01: 農業	0123: 養豚業	東京都	〇		S			×	
	01: 農業	0123: 養豚業	三重県	〇			S	S	×	
	01: 農業	0124: 養鶏業	北海道	〇	S				×	
	01: 農業	0124: 養鶏業	岩手県	〇			S	S	×	

### 掲載内容

開示シートの項目名	
1	事業者の絞り込み欄 (※他のタブとレイアウトが異なります)
2	中分類
3	細分類
4	本社所在地
5	事業者名
6	省エネ評価
7	開示制度参加
8	ベンチマーク達成によるS評価分野

## 2. 開示シートの表示方法〈詳細〉

### 非開示・データが無い場合の表示方法

---

2. 開示シートの表示方法<詳細>  
2.1. 選択開示項目「非開示」の場合の表示方法

## 2.1. 選択開示項目「非開示」の場合の表示方法

一部の項目は、事業者によって開示/非開示を選択することができます。  
事業者が非開示を選択した項目は、**開示シート上でグラフや数値が非表示となります。**

### 開示/非開示を選択できる項目

下表の項目は、事業者が開示宣言を行う際に、開示の有無を選択することができます。

開示/非開示を選択できる項目
主たる事業における電気需要最適化評価原単位
DR実施日数
電気需要最適化評価原単位対前年度比
非化石エネルギー総使用量
調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量

### 影響する表示項目

非開示を選択した項目は、非表示扱いとなります。  
項目・グラフによって4通りの表示パターンがあります。  
具体的な表示方法については次ページ以降をご参照ください。

該当タブ・非開示項目	影響するグラフ・項目	非開示の場合の表示パターン
<b>【タブ3_電気需要の最適化】</b>		
主たる事業における電気需要最適化評価原単位	電気需要最適化評価原単位	パターン1
DR実施日数	DR実施日数	パターン1
	DR実施日数の分布	パターン4
電気需要最適化評価原単位対前年度比	原単位前年度比 5年度間平均原単位変化	パターン3
	原単位前年度比の分布 5年度間平均原単位変化の分布	パターン3
<b>【タブ4_エネルギー使用量】</b>		
非化石エネルギー総使用量	エネルギー使用量	パターン3
	非化石エネルギー使用率	パターン3
	エネルギー使用量の分布 非化石エネルギー使用量の分布 非化石エネルギー使用率の分布	パターン4
<b>【タブ6_調整後温室効果ガス排出量】</b>		
調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量	調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量	パターン2

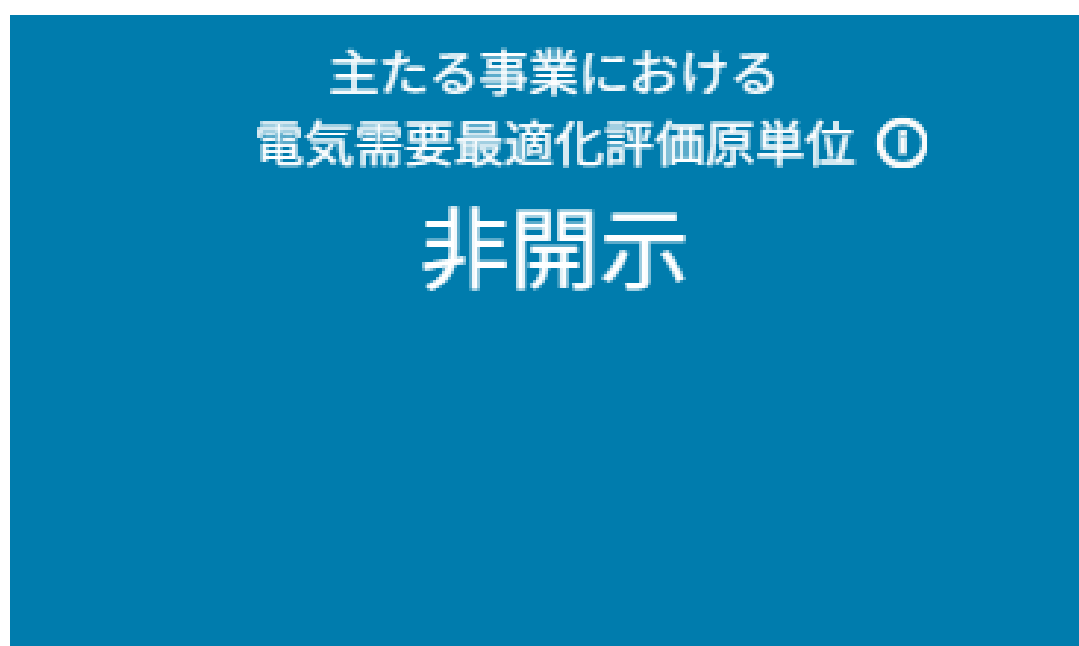
## 2.1. 選択開示項目「非開示」の場合の表示方法

非開示を選択した場合、BIツール上での記載方法は4通りとなります。

### (パターン1) 「具体的な値を表示する項目」が非開示の場合

数値を表す項目は、表示欄に「非開示」と記載されます。

【該当項目】：主たる事業における電気需要最適化評価原単位、DR実施日数



### (パターン2) 「表を表示する項目」が非開示の場合

「データは非開示です」と表記します。

表頭は表示されるものの、データは記載されず空欄となります。

【該当項目】：調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量

調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量 ※選択開示項目 ⓘ	
データは非開示です	
種別	合計量 (t-CO2)
	▲

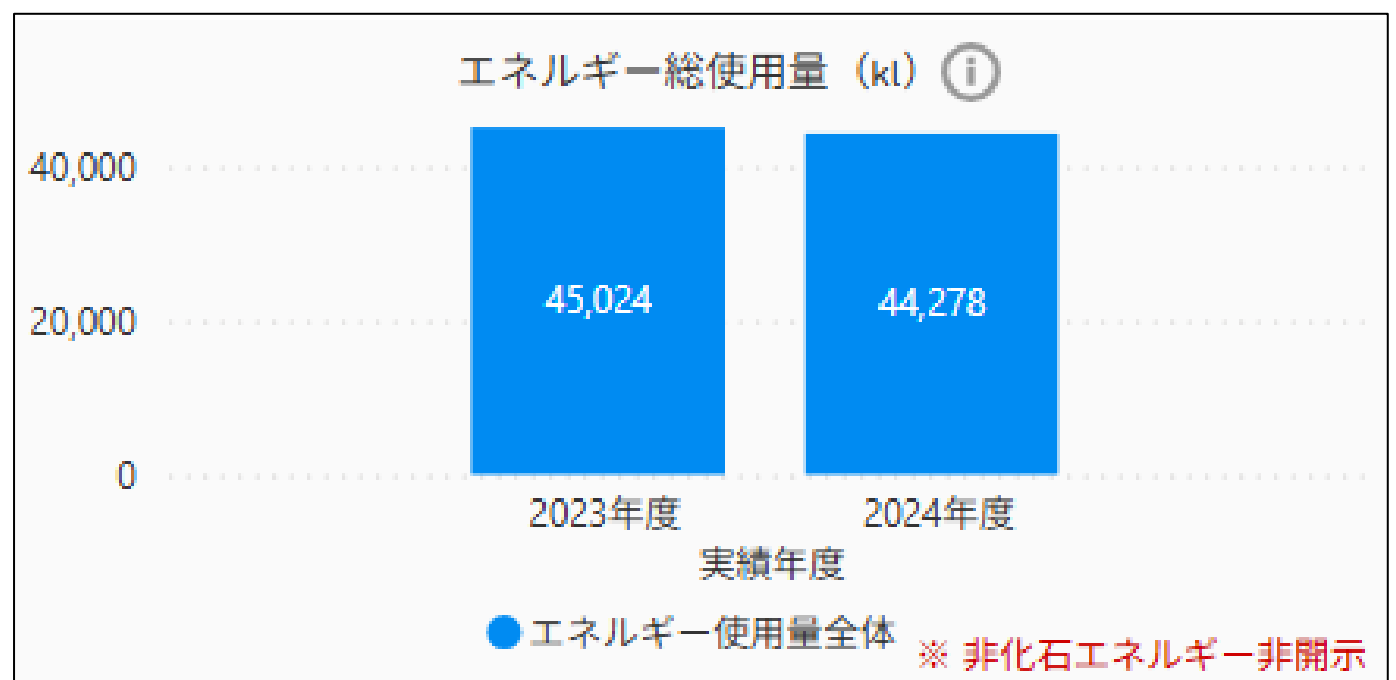
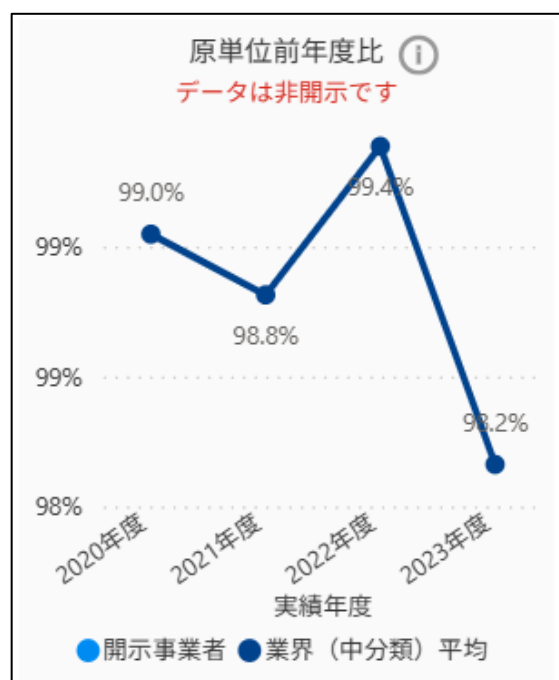
## 2.1. 選択開示項目「非開示」の場合の表示方法

### (パターン3) 「推移等に関するグラフを表示する項目」が非開示の場合

「データは非開示です」と表記します。

複数年度の推移を表すグラフについては、比較群（当該中分類の平均値）の推移は表示され、個社の値が表示されなくなります。ただし、「エネルギー総使用量」のグラフに関しては、「非化石エネルギー使用量」は表示されないものの、「エネルギー総使用量」が表示されます。

【該当項目】：原単位前年度比、5年度間平均原単位変化、エネルギー使用量、非化石エネルギー使用率

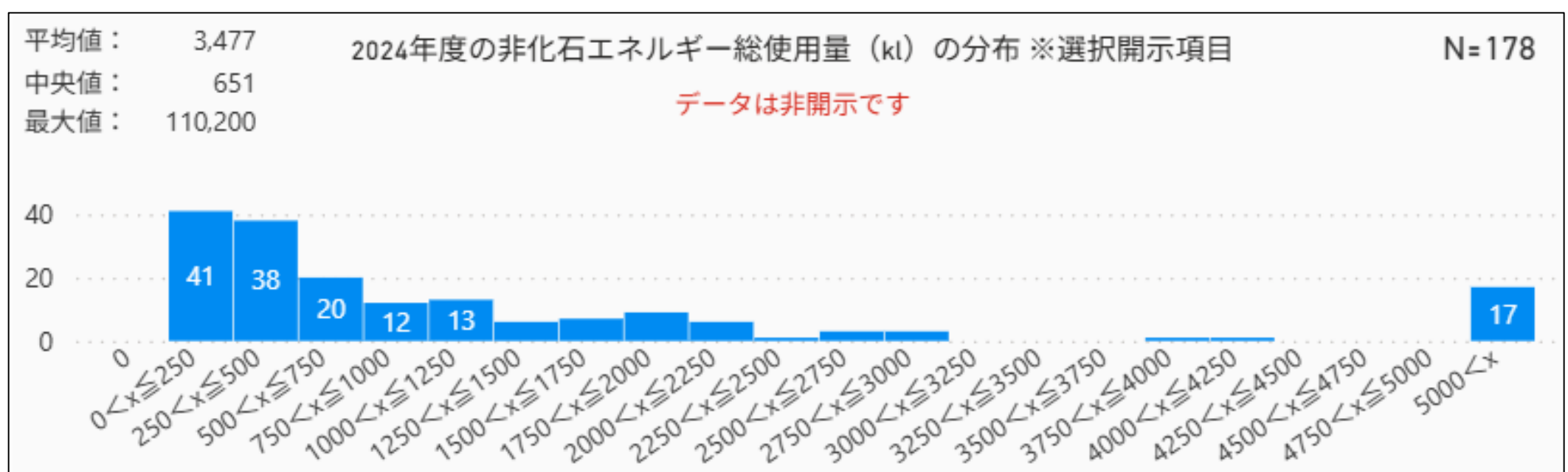


### (パターン4) 「分布に関するグラフを表示する項目」が非開示の場合

「データは非開示です」と表記します。

当該中分類の事業者の分布を示すグラフについては、分布は表示されるものの、当該事業者の位置は非表示となります。

【該当項目】：DR実施日数の分布、原単位前年度比の分布、5年度間平均原単位変化の分布、エネルギー使用量の分布、非化石エネルギー使用量の分布、非化石エネルギー使用率の分布



## 2.2. 引用するデータがない場合の表示方法

事業者によって報告対象に該当しない項目があります。当該項目を定期報告や中長期計画書において空欄で報告した場合、開示シート上では記載されません。

### 事業者によって該当しない可能性のある項目

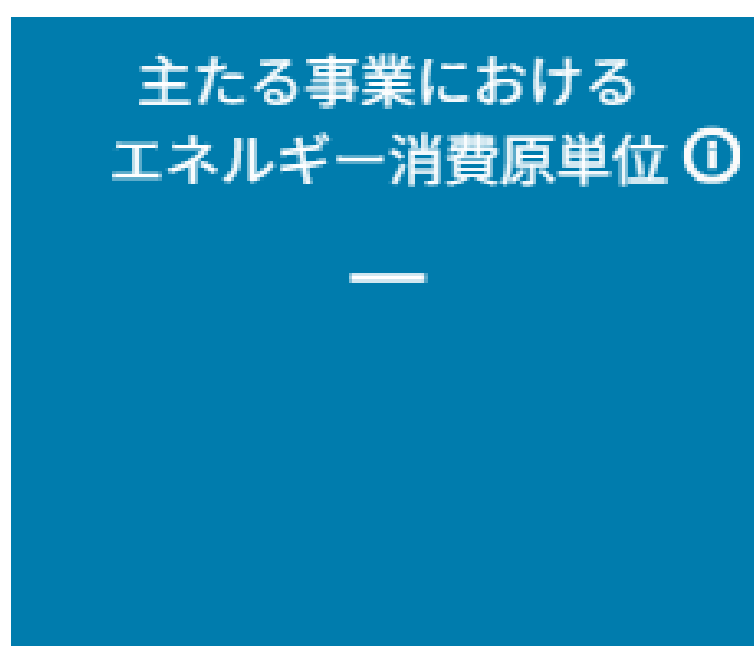
下表の項目は、事業者によって該当しない可能性のある項目です。

事業者によって該当しない可能性のある項目	
【タブ2_エネルギー使用の合理化】	主たる事業におけるエネルギー消費原単位
【タブ3_電気需要の最適化】	主たる事業における電気需要最適化評価原単位
【タブ5_非化石エネルギー転換】	非化石エネルギー転換の目安設定業種
【タブ6_調整後温室効果ガス排出量】	調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量
【タブ7_ベンチマーク指標】	ベンチマーク指標の状況

### 「具体的な値を表示する項目」に記載すべき値が無い場合

表示欄に「—」と記載されます。

【該当項目】：主たる事業におけるエネルギー消費原単位/電気需要最適化評価原単位



## 2.2. 引用するデータがない場合の表示方法

### 「表を表示する項目」に記載すべき値が無い場合

表頭は表示されるものの、データは記載されず空欄となります。

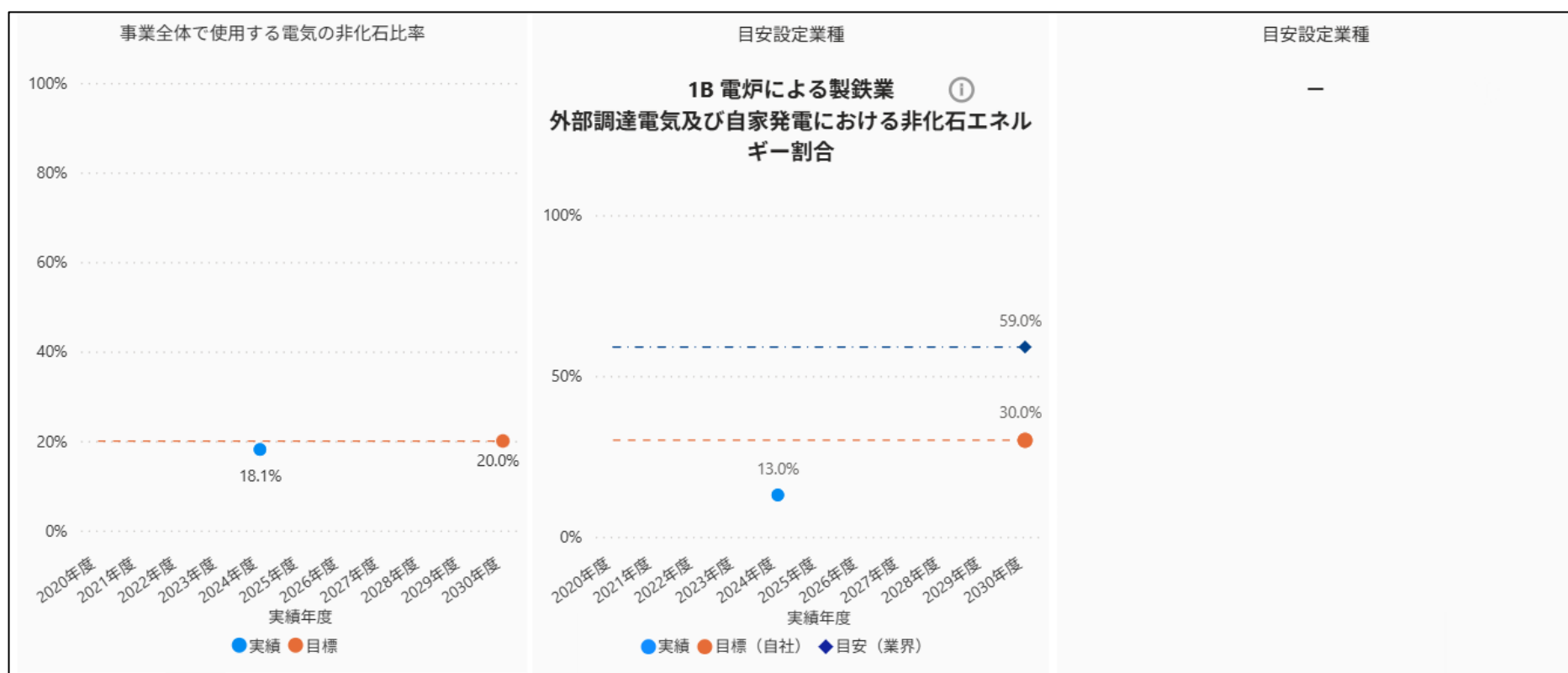
【該当項目】：調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量  
ベンチマーク指標

調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減量等の量 ※選択開示項目	
種別	合計量 (t-CO2)
	▲

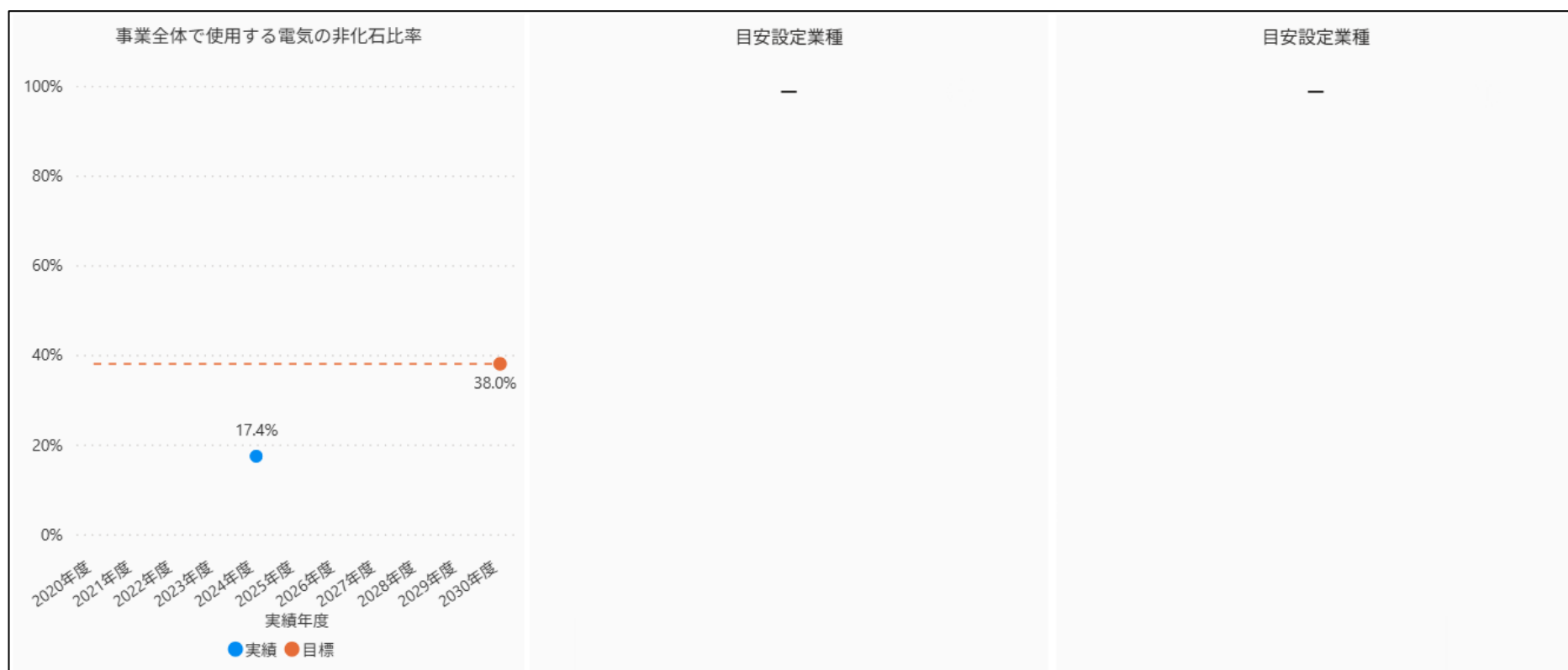
### 「グラフを表示する項目」に記載すべき値が無い場合

グラフ自体が表示されません。

【該当項目】：非化石エネルギー転換の目安設定業種（最大2業種表示されます）



※ 1業種のみ記載がある場合



※ 記載が無い場合

### **3. 参考情報**

省エネ法および開示制度に関する補足情報

---


### 3.参考情報

#### 3.1.主な非財務情報・環境情報開示制度の名称と制度概要

## 3.1.主な非財務情報・環境情報開示制度の名称と制度概要

### 日本国内の非財務情報・環境情報開示制度の名称・制度概要

#### 定期報告情報の開示:省エネ法定定期報告情報の開示制度

 [参照URL\(2025年9月22日時点\)](#)

資源エネルギー庁,省エネ法定定期報告情報の開示制度

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/overview/disclosure/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/)


#### SHK制度 :温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

 [参照URL\(2025年9月22日時点\)](#)

環境省,温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/about.html>

#### GXダッシュボード情報開示


 [参照URL\(2025年9月22日時点\)](#)

GXリーグ, GXダッシュボード情報開示ガイドライン

<https://gx-league.go.jp/rules/excess-dashboard/>

### 国際的な非財務情報・環境情報開示制度の名称・制度概要


#### ISSB : International Sustainability Standards Board

 [参照URL\(2025年9月22日時点\)](#)

IFRS Foundation, International Sustainability Standards Board

<https://www.ifrs.org/groups/international-sustainability-standards-board/>


#### GRI : Global Reporting Initiative

 [参照URL\(2025年9月22日時点\)](#)

Global Reporting Initiative, GRI

<https://www.globalreporting.org/>

#### CDP:Carbon Disclosure Project

 [参照URL\(2025年9月22日時点\)](#)

Carbon Disclosure Project, CDP

<https://www.cdp.net/ja>

### 3.参考情報

#### 3.1.主な非財務情報・環境情報開示制度の名称と制度概要

## 3.1.主な非財務情報・環境情報開示制度の名称と制度概要(他国の制度)

日本の省エネ法のように、海外においても国が主導して事業者によるエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の情報を収集する制度があります。ご参考までに省エネ法に類似する主な他国の制度を紹介します。

### オーストラリア：国家温室効果ガス及びエネルギー報告制度

オーストラリアではGHG排出量やエネルギー使用量が一定規模以上の企業や施設に対して年間のGHG排出量、エネルギー生産量、エネルギー使用量の報告を義務化しており、うち企業全体のGHG排出量やエネルギー使用量などを毎年ウェブサイト上で公開しています。



参照URL(2025年9月22日時点)

National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2023C00090>

### 韓国：温室効果ガス目標管理制度

韓国では、GHG排出量やエネルギー使用量が一定規模以上の事業者または事業所を部門別の所管省庁が指定し、事業者・事業所単位で年間のGHG排出量、エネルギー使用量等の報告を義務化しており、GHG排出量、エネルギー使用量、検証機関名を温室効果ガス総合情報センターのウェブサイトで公開しています。



参照URL(2025年9月22日時点)

気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法施行令

<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=243801#0000>

### イギリス：企業（Directors' Report）及び有限会社（Energy and Carbon Report）規則2018

イギリスでは上場企業や大規模な非上場企業等に対して、年間のエネルギー使用量、GHG排出量やGHG排出原単位、ならびにエネルギー効率へ向けた取組等を、財務報告書等で開示することを義務化しています。



参照URL(2025年9月22日時点)

The Companies (Directors' Report) and Limited Liability Partnerships (Energy and Carbon Report) Regulations 2018

<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2018/1155/regulation/6/made>

### ドイツ：エネルギー効率法

ドイツでは、2024年施行の省エネルギー法において、年間総エネルギー消費量が2.5GWhを超えるすべての企業に対し、遅くとも3年以内に具体的で実行可能な省エネ対策の実施計画を公表することを義務付けています。



参照URL(2025年9月22日時点)

Entwurf eines Gesetzes zur Steigerung der Energieeffizienz und zur Änderung des Energiedienstleistungsgesetzes

<https://dserver.bundestag.de/btd/20/076/2007632.pdf>

### 3. 参考情報

#### 3.1. 主な非財務情報・環境情報開示制度の名称と制度概要

## 3.1. 主な非財務情報・環境情報開示制度の名称と制度概要(他国の制度)

### シンガポール：温室効果ガス報告プログラム

シンガポールでは2024年2月に、ISSB基準に沿った情報開示義務を企業に課すと発表しました。今後、企業は時価総額等に応じて2025年度～2030年度の間報告が義務化されます。



参照URL(2025年9月22日時点)

Singapore's Climate Reporting and Assurance Roadmap

<https://www.acra.gov.sg/news-events/news-details/id/887>

### カナダ：温室効果ガス報告プログラム

カナダでは、GHG排出量が一定規模以上の施設を運営する事業者を対象に、施設のGHG排出量等の報告を義務付けており、一部の製造業では追加的にデータを提出する必要があります。施設別の温室効果ガスの総排出量は、オンラインデータ検索ツールやマップツールからアクセスできます。



参照URL(2025年9月22日時点)

About the Greenhouse Gas Reporting Program

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/climate-change/greenhouse-gas-emissions/facility-reporting/about.html>

### 欧州：産業排出ポータル規則 (IEPR)

EUおよび近隣諸国では、特定の経済活動に該当する、一定規模以上の汚染物質を排出する施設を対象に、排出量等を各国政府へ報告することを義務付けています。産業排出ポータル規則 (IEPR) は欧州汚染物質排出・移動登録規則 (E-PRTR) に代わるものとして、2024年5月に発効した規則であり、主要な化学物質の排出量だけでなく、エネルギー、水等の消費に関する情報も公開することになっています。



参照URL(2025年9月22日時点)

Industrial Emissions Portal Regulation (IEPR)

[https://environment.ec.europa.eu/topics/industrial-emissions-and-safety/industrial-emissions-portal-regulation-iepr\\_en](https://environment.ec.europa.eu/topics/industrial-emissions-and-safety/industrial-emissions-portal-regulation-iepr_en)

### インド：Perform, Achieve and Trade Scheme (PAT)

インドでは、特定の高エネルギー集約型産業の指定消費者は毎年エネルギー消費申告書を提出し、定期的にエネルギー監査を実施する必要があります。産業ユニットごとにエネルギー消費原単位目標が設定され、目標達成できたユニットは、超過分の節約に対して省エネ証明書(ESCerts)を受領し、取引に用いることができます。指定消費者名や省エネ証明書の取引状況は、エネルギー効率局のHPで公開されます。



参照URL(2025年9月22日時点)

インド エネルギー効率局

<https://escerts.gov.in/PortalUser/Login?ReturnUrl=%2F>

## 3.2. データを利用する際の注意事項（詳細）

### ① 非財務情報・環境情報開示制度間での比較にあたっての注意事項

開示制度のデータは、国、報告範囲、単位等が開示制度ごとに異なることがあります。異なる要因は、以下のケース①～⑤のケースがあるので、比較検討の際は、考慮の上比較をしてください。

#### ケース1

#### 報告対象国が異なるケース

省エネ法では、国内の取組を把握するため、日本国内でのエネルギー使用量を対象としています。他方で、国際的な非財務情報・環境情報開示制度では、当該事業者が海外へ事業展開している場合、海外でのエネルギー使用量も含まれていることがあります。

省エネ法に基づく開示制度



日本国内

その他の開示制度



日本を含む世界各国

#### ケース2

#### 報告範囲が異なるケース

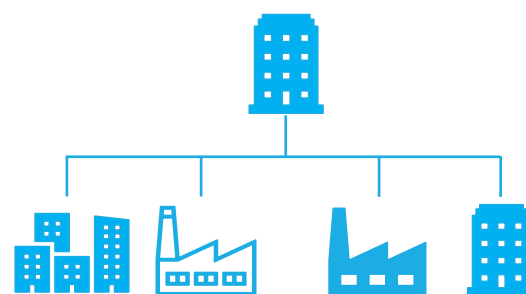
省エネ法では、個社単位での報告です。他方で、国際的な非財務情報・環境情報開示制度では、海外子会社を含むグループ単位で報告しているケースがあります。

省エネ法に基づく開示制度



個社単位※

その他の開示制度



親会社・子会社を含む  
グループ単位

\* 省エネ法では特定の申請を行った場合、子会社やフランチャイズチェーンなどを含むグループ単位での報告も可能です。

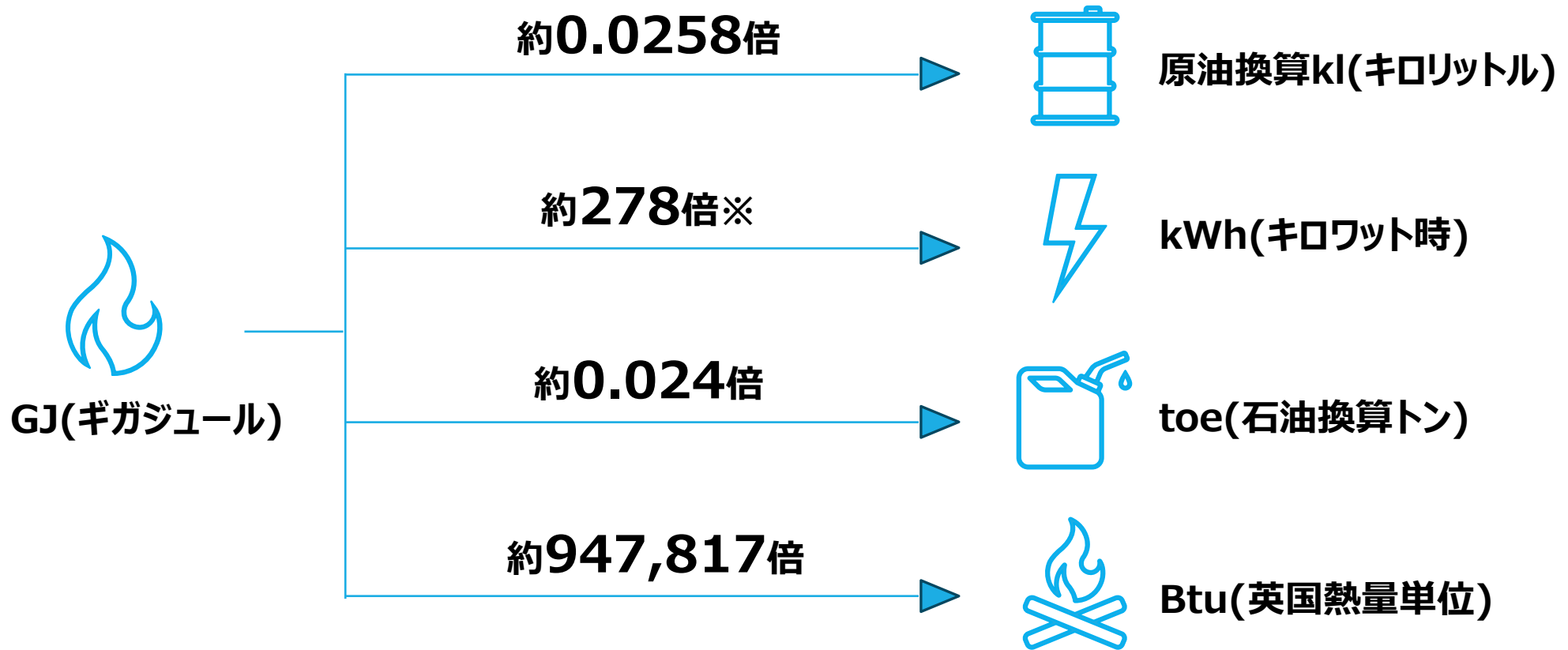
## 3.2.データを利用する際の注意事項（詳細）

### ①非財務情報・環境情報開示制度間での比較にあたっての注意事項

#### ケース3

#### エネルギーの単位が異なるケース

原油換算kl(キロリットル)や、GJ(ギガジュール)、kWh(キロワットアワー)など様々な単位が存在しており、制度ごとに使用できる単位が異なる可能性があります。



※ 省エネ法定期報告書では発電ロス等を考慮した係数が別途用いられます。詳細は、ケース⑤を参照ください。

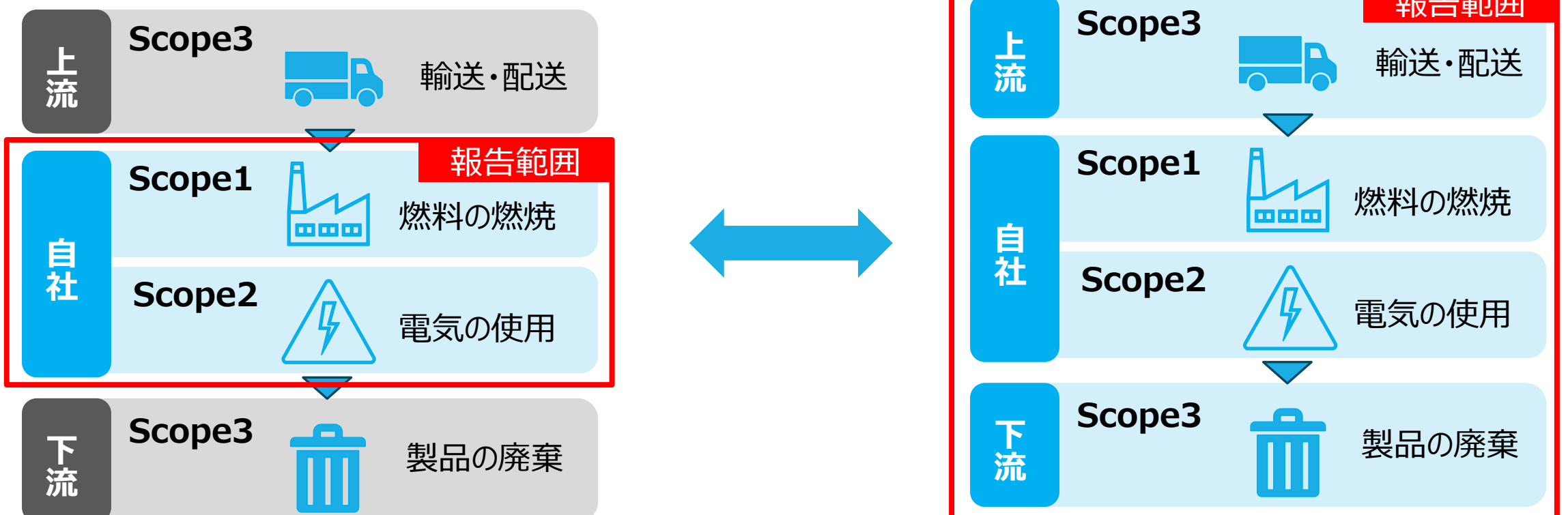
#### ケース4

#### 温室効果ガス排出量のスコープが異なるケース

温室効果ガス排出量の報告範囲(スコープ)が異なる可能性があります。どこで、だれが温室効果ガスを排出したかによって、下記における事例のようにスコープが異なります。

##### 省エネ法に基づく開示制度

##### その他の開示制度



Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）

Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

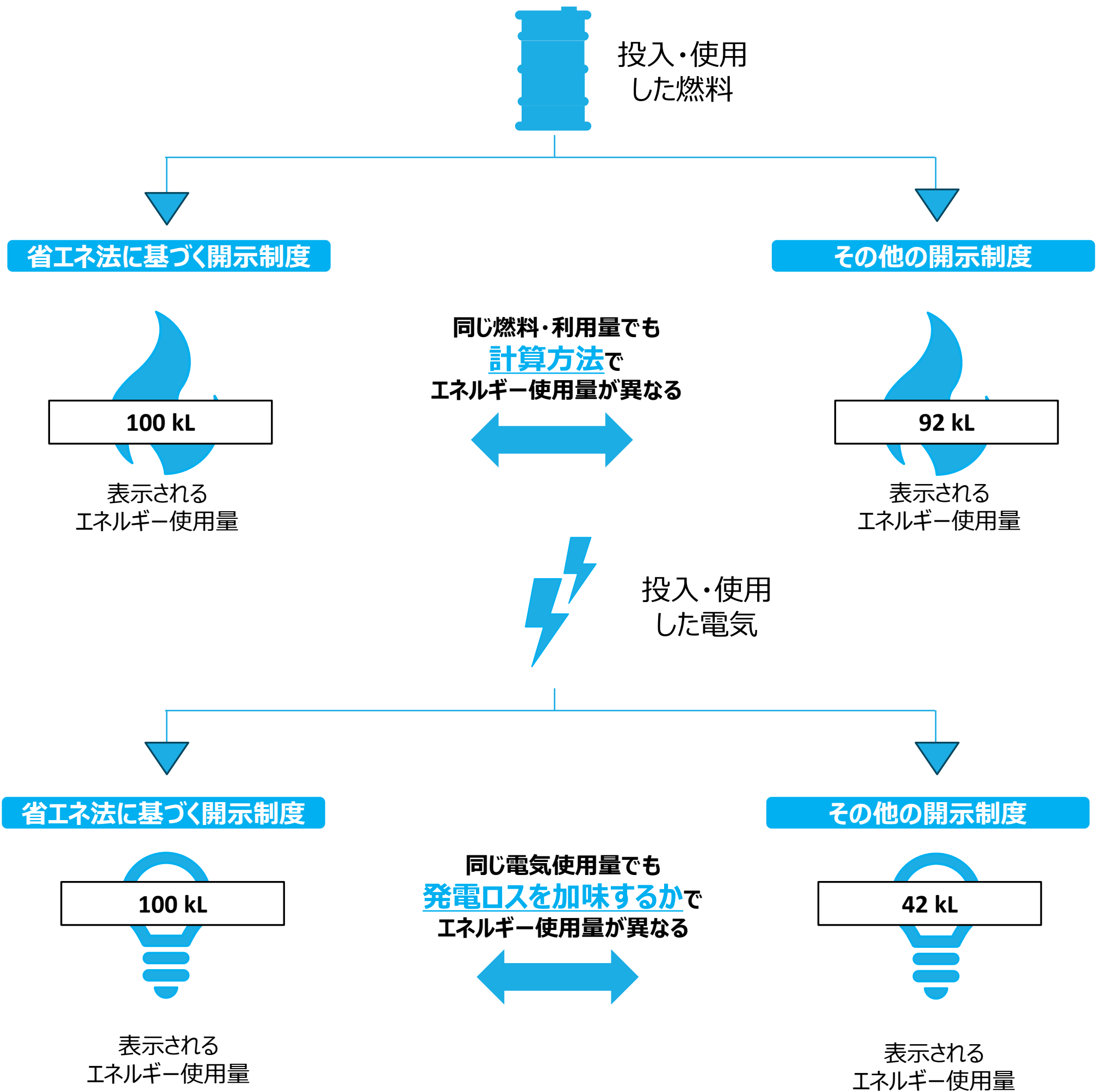
Scope3：Scope1、scope2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

## 3.2.データを利用する際の注意事項（詳細）

### ①非財務情報・環境情報開示制度間での比較にあたっての注意事項

#### ケース5 エネルギーの計算方法が異なるケース

他の非財務情報・環境情報開示制度では、同一の制度内においても、このような点に注意する必要があります。他方で、省エネ法では、計算方法については法律で定められ、全事業者共通のルールによってエネルギー使用量を算定しているため、このような点に配慮する必要がないことが強みとなります。



\* 上段の投入・使用した燃料のケースにおける計算方法については次ページをご覧ください。

### 3.参考情報

#### 3.2.データを利用する際の注意事項

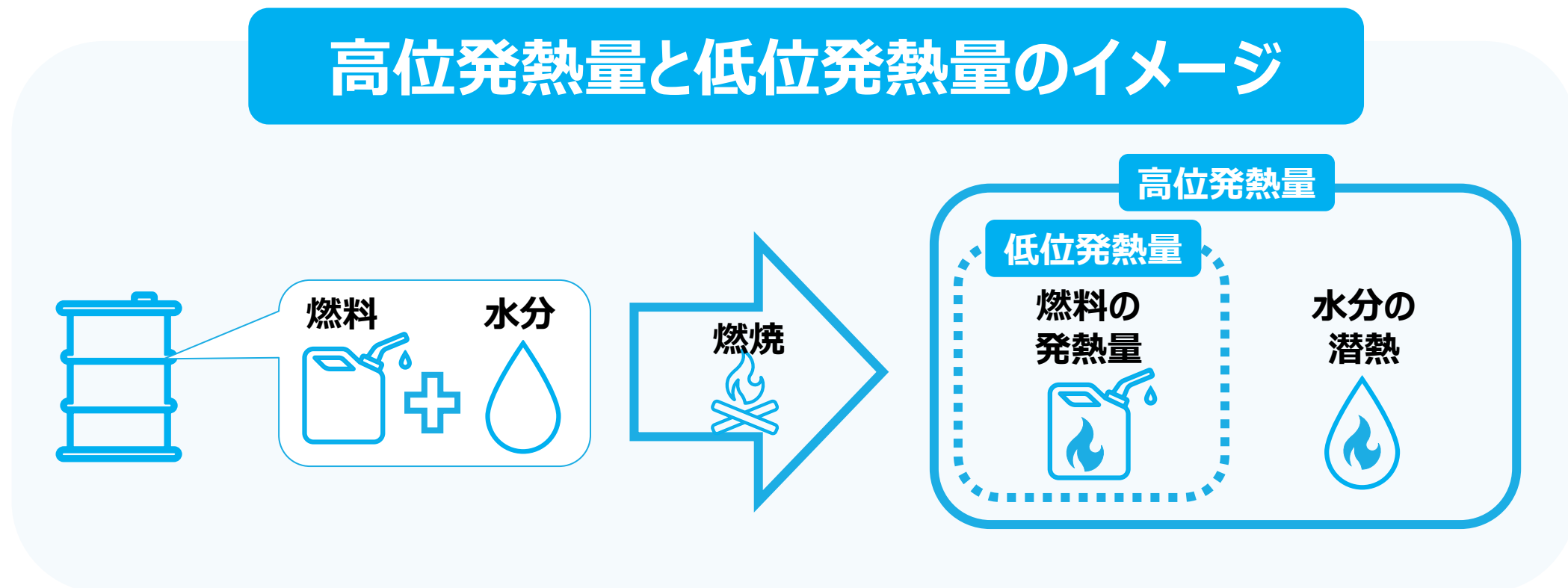
## 3.2.データを利用する際の注意事項（詳細）

### ①非財務情報・環境情報開示制度間での比較にあたっての注意事項

#### 高位発熱量と低位発熱量

高位発熱量と低位発熱量の違いは、潜熱を含むか否かの差です。潜熱は液体から気体(あるいは気体から液体)へ状態変化する際に必要な熱を指します。燃料を燃焼した際に水蒸気が生じ、この水分の潜熱を発熱量に含めるものが高位発熱量、除くものが低位発熱量になります。

#### 高位発熱量と低位発熱量のイメージ



即ち、高位発熱量と低位発熱量の関係は、下記のような式で表せます。

$$\text{高位発熱量} = \text{低位発熱量} + \text{水分の潜熱}$$

#### 燃料ごとの高位発熱量と低位発熱量

実際に高位発熱量と低位発熱量の差は燃料ごとに異なりますが、概ね10%前後の差が生じるケースもあります。即ち、同一の燃料使用量であっても使用する発熱量が異なるだけで、表示されるエネルギー使用量が変化することになります。

#### 地域や統計によって異なる発熱量

日本の省エネ法や総合エネルギー統計などの政府の規制や統計においては、一般的に高位発熱量を用いています。同様に一般的に政府の規制や統計において高位発熱量を採用している地域としては、米国やカナダなどの北米が挙げられます。他方で、低位発熱量を採用している地域や統計としては、欧州やIEAなどがあります。ただし、ここで挙げた国や統計における発熱量の採用状況は、あくまで一般的な傾向ですので、いずれの発熱量を用いているかは、各制度や統計の原典でご確認ください。

## 3.2. データを利用する際の注意事項（詳細）

### ② 開示制度内での比較にあたっての注意事項

開示制度のデータを用いて事業者間の比較を行う場合においても、注意すべき点があります。

#### ！ 「エネルギー消費量」 ≠ 事業者間における省エネ取組比較

エネルギー使用量は、事業者の工場の生産量や、会社の大きさなどに依存します。エネルギー使用量が大きいからと言って、必ずしも、その事業者が省エネに取り組んでいないとは言えません。そのため、エネルギー使用量は当該企業の規模感を測る指標として活用します。



#### 「エネルギー使用量」の見方

① 企業における  
エネルギー消費量の推移



② 同一業種間の  
事業規模比較



#### ！ 「エネルギー消費原単位」 ≠ 事業者間における省エネ取組比較

エネルギー消費原単位は、エネルギー使用量を生産量や販売台数等の原単位分母で除した値であり、原単位分母あたりのエネルギー使用量を表します。

原単位分母は事業者ごとに異なるため、エネルギー消費原単位は、事業者における経年での省エネ努力の推移を図る指標としてや、同一業種・同一原単位分母である事業者間の省エネ努力の比較に活用できます。



#### 「エネルギー消費原単位」の見方

① 事業者における  
エネルギー消費原単位の推移  
(省エネ努力の推移)



② 同一業種・同一原単位分母で  
ある事業者間の数値比較  
(省エネ努力の比較)



ただし、例えば鉄鋼業等、同一業種・同一原単位分母であっても、以下のケースでは、単純な事業者間比較には適さない場合もあるため、ご注意ください。

a) 「製品構成の差異によって単純な事業者間比較には適さないケース」

b) 「製造プロセスの差異によって単純な事業者間比較には適さないケース」

## 3.2.データを利用する際の注意事項（詳細）

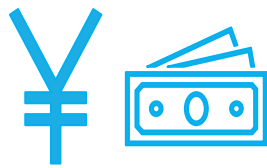
### ②開示制度内での比較にあたっての注意事項

#### ！ その他 推移・企業間比較を難しくする要因（景気・企業取組）

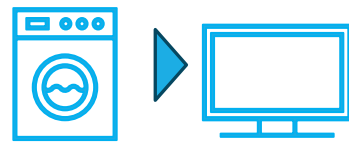
エネルギー使用量とエネルギー消費原単位に共通して注意すべき点としては、省エネ・非化石転換の努力以外の影響によって変化することも理解する必要があります。

エネルギー使用量とエネルギー消費原単位は、事業者による省エネや非化石転換努力以外にも、景気による生産数量の増減や、生産している製品の種類や工程、経済性を有する省エネ・非化石転換の取組が存在するかなどの要因によっても影響を受けます。

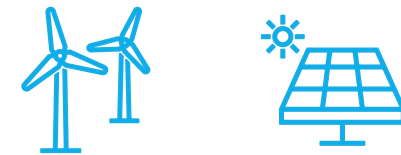
景気の変化



生産品の種類・工程の変更



企業における省エネ・非化石転換取組



「エネルギー消費量」や「エネルギー消費原単位」が変化  
（推移や企業間の単純比較が難しい）

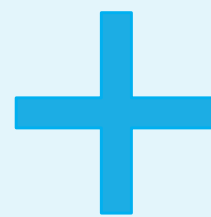


#### 「開示データ」の捉え方

一般的に開示制度のデータを用いて比較を行う場合は、値の大小といった定量的に把握可能な情報の単純な比較のみならず、その業種や事業者が置かれている環境など、必ずしも、数値では表れない情報にも目を向ける必要があります。

このような観点から、開示制度では、エネルギー使用量やエネルギー消費原単位といった定量的な情報に加え、業種の説明や事業者のカーボンニュートラルに向けた取組など定性的な情報も記載していますので、事業者間の比較に当たっては、こちらをあわせてご活用ください。

定量的な情報  
（エネルギー消費原単位など）



定性的な情報  
（カーボンニュートラル取組など）



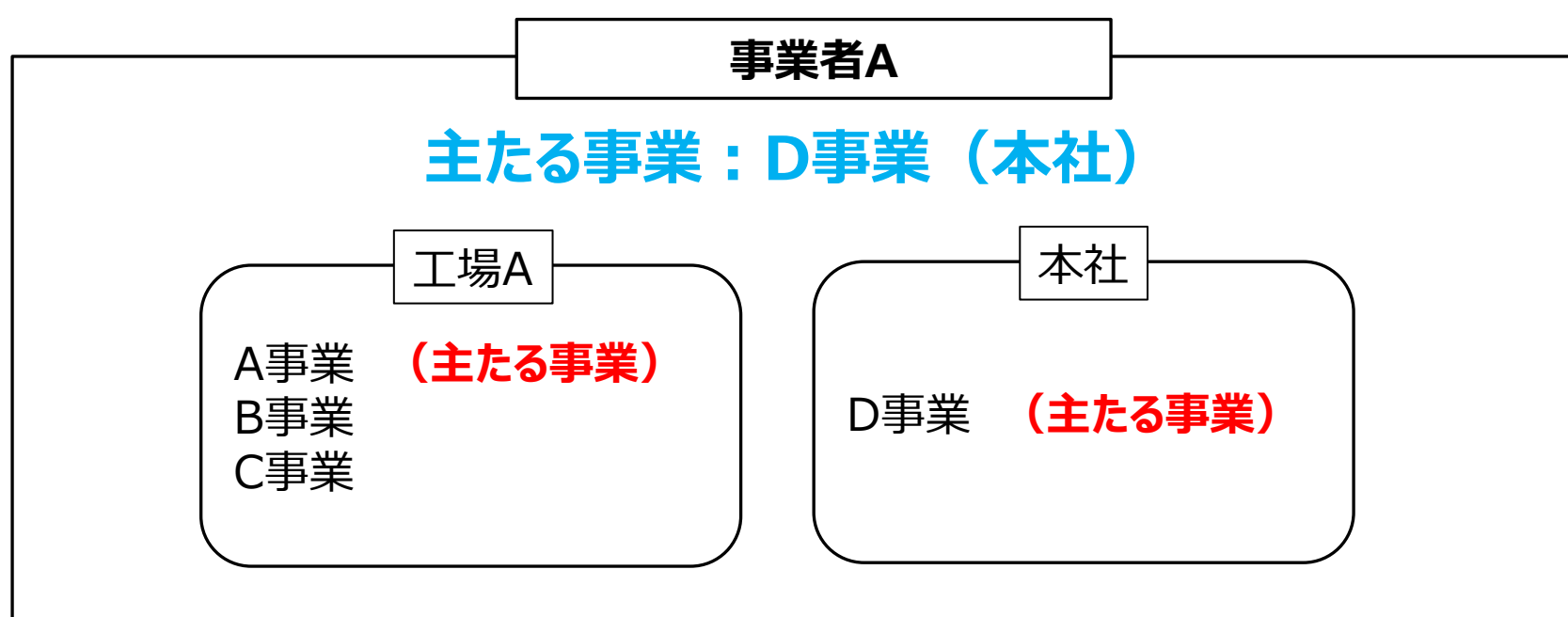
## 3.2.データを利用する際の注意事項（詳細）

### ③開示シート内における注意事項

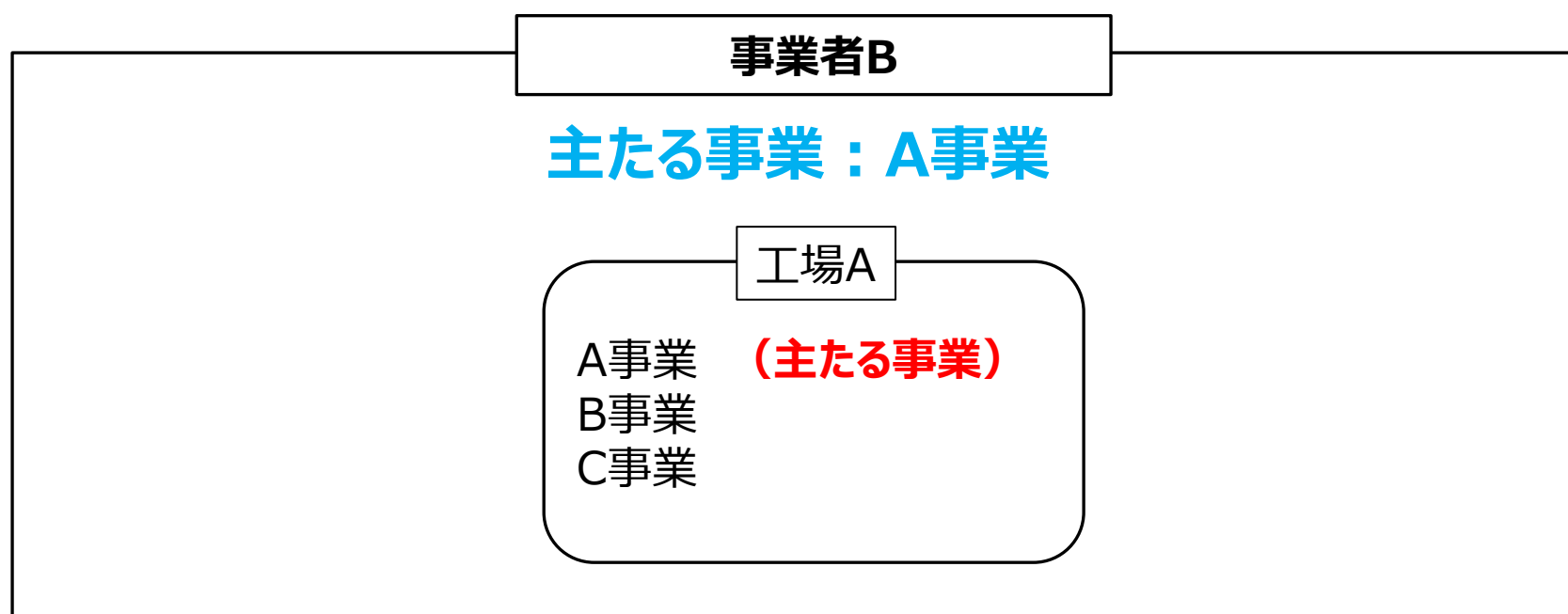
#### ！ 「主たる事業」≠「エネルギーを最も消費している事業」

開示制度の開示シートには、「主たる事業におけるエネルギー消費原単位」や「主たる事業の寄与度」を記載しています。ここでいう「主たる事業」とは、エネルギー消費量の多寡で決定しているのではなく、日本標準産業分類の決定方法（生産高、販売額等適切な指標に基づき決定）に準拠し事業者が決定しています。

そのため、1つの工場で業種分類が異なる複数の事業を行っている場合や複数の工場等で業務分類が異なる複数の事業を行っている場合、エネルギー使用量が最も大きい事業が主たる事業として記載されない場合があります。



主たる事業がエネルギー消費量が事業者として最も大きい事業になるとは限らない



主たる事業が事業者（1つの工場）のエネルギー消費の全てを占めているとは限らない